

明治前期埼玉の外国人に関する史料について

— 埼玉県外事関係行政文書を中心に —

芳賀明子

はじめに

平成七年末の日本における登録外国人は百三十六万人を超え、人口の百人に一人が外国人といわれる。顧みると、百年以上前の安政の開国から明治時代にかけてもまた、多くの御雇外国人、商人、宣教師^②、旅行者が来日した国際化の時代であった。

幕末・明治の来日外国人については、国立公文書館や外務省外交史料館の史料を中心に研究が進み、広く事績が紹介されているが、各地方での足跡についてはいまだ不明な点も多く、今後の研究が待たれている。

本来、外事、即ち外国に関する事柄や外国人については国の所管であり、開港場・開市場を持たない各府県に残る文書は断片的なものに過ぎない。その結果、他の史料に埋もれ、研究素材となり得ていない感がある。

そこで、本稿では、埼玉県に残る外事関係行政文書を翻刻・解説し^③、埼玉と外国人の接点を明らかにしていきたい。時代的には、明

治三十二年の条約改正施行による外国人内地雑居以前の内、外事の文書が多く残る明治二十年代前半までを扱った。また、諸家文書や外交史料館の関連史料も一部とりあげた。

一 埼玉県の外事関係行政文書について

埼玉県では、明治二十九年から三十二年にかけて行政文書の大整理が行われ、既存の各簿冊から文書を抽出・分類して、部別に簿冊が再編成された。その結果、庶務部の外事には、五簿冊、百十四件の文書が分類されている。^(補註)

その中で、来日外国人に関する具体的な文書は、『明治三年〜二十八年 官房部 外事(外国人)』(簿冊番号 明九二六)(以下「明九二六」という)に集中しているため、本稿では、この簿冊の文書を中心に取りあげた。個別の件名は、『埼玉県行政文書目録 官房・庶務編Ⅱ』から引けるが、必ずしも外国人名が付されていないので、本稿では外国人名を項目とし、巻末に人名索引を付して、検索の便を図った。

また、あまり知られていないが、明治五年から八年にかけて、「大蔵省誌」、「文部省誌」など、各官庁名に「誌」を付した簿冊（以下「官省誌」という）が九冊ある。これは、明治初頭、東京出張所を経由した埼玉県と各省間の伺・指令を記録した文書綴で、明治八年二月に東京出張所が廃止された際、本庁に引継がれたものである。これらの「官省誌」は成立時のまま保存されているため、文書整理時に廃棄された永年保存以外の文書の内容を知ることができる。「外務省誌」や「文部省誌」に外事関係の文書の写が含まれているため、本稿では、これらの簿冊からも史料を紹介した。

二 埼玉を訪れた外国人

はじめに、県内に足跡を残した外国人について、「明九二六」の通行記録を中心に紹介したい。

各史料には史料名を付し、（一）内に各文書の簿冊名と件名番号、又は所蔵館と請求番号を記した。なお、原文中の外国人名のカタカナ表記はそのままとした。

（一）新潟へ向かう各国領事

明治元年十一月、新潟港は日本海側唯一の開港場として開かれ、英・独・蘭が領事館を設置した。「明九二九」には、明治初頭に埼玉県内を通行して新潟へ向かう、デンマークと英国の領事の通行に関する違がある。

バビエー (E. de Bavier) [デンマーク国総領事]

デンマーク「丁抹国」は日本には独自の公使館をおかず、ファン・デル・フーフエン (Jhr. F. P. van der Hoeven) オランダ弁理公使が、デンマーク・スウェーデン・ノルウェーの公使を兼任していた。デンマーク国総領事「岡士ゼネラル」⁵⁾には、横浜在住の商人エ・ド・バビエーが任ぜられていた。当時、居留地の商人が名誉領事になる事はよくあり、また、国内旅行の特権を得る為に、領事を希望する商人も多かったという。

明治三年八月、東京から新潟に向かったバビエー総領事は、途中、道筋の村々が送迎者を出さないことを不満とし、宿駅外の足立郡岸村（現浦和市）の旅宿に滞留する事件を起こした。

明治五年までの政府関係の外国人の旅行には、護衛と監視を任とする別手組が随行した。別手組から、領事の滞留の連絡を受けた浦和県（埼玉県の前身）は、急遽、民部省に伺いを立てている。

史料一 デンマーク国総領事滞留に付浦和県より民部省へ伺

（明九二六―二）

テネマル国岡士外士官老人、今十五日東京立、越後新潟迄罷越候趣二而、当管下中山道筋通行致し、足立郡岸村と申所に到り候処、道筋村々ニおいて送迎之者不差出候義取扱方如何之趣、右岡士外老人申聞、右村ニ差留り居候趣、附添別手組中村恒吉外与野莊司より当県庁江申出候得共、従来外国人通行之節、宿

駅之外は一村毎ニ送迎致し候儀は無之、且外国人通行ニ付別段

取扱振御達も無之ニ付、宿駅等通行之節、不都合無之様心附候而已ニ而、既ニ先般英国公使パークス通行之節も同様之儀ニ而無差支相済候処、今般右之次第ニ付取扱振如何取計可然哉、且以来通行之度毎心得方之儀相伺候、至急御指揮有之度存候也

八月十五日

浦和県

民部省御中

民部省は外務省と連絡をとり、翌十六日、浦和県の東京出張所を通じて指示を出した。また、寺島宗則外務大少丞が、バビエー総領事に直接書簡を送り、領事の通行時の送迎について説明している。

史料二 デンマーク国総領事滞留に付外務省より浦和県へ指令控

(明九二六―二)

浦和県出張所高木澹少属殿

外務省

丁抹岡土旅行先送迎之もの不罷出候ニ付、苦情申出候一件ニ付、御県より民部省へ之御書状江、猶同省より添書ヲ以過刻御出頭、委細御談判之趣承知致し候、右ニ付同岡土江之書簡并附添別手組江も達書相添、別紙写之通御県江申進候間、委細右ニ而御承知、乍御手数此尅封大至急ニ而差立方、可然取計有之度、此段申入候也

八月十六日

浦和県御中

外務省

丁抹コンシユルセネール儀旅行先御送迎之者不罷出候ニ付、苦情申出、途中滞在之趣被御申越致承知候、右ハ決而左様之筋有之間敷事ニハ候得共、彼之心得違より彼是と御心配之段、御尤ニ御座候、弥右ニ相違無之、通弁等之行違ニ無之候ハ、彼之申分甚不相当之儀ニ付、帰府之上篤と可申談、差向別紙写置候大少丞より書簡差遣候間、いさゝハ右ニ而御承知被成、本書直様御達被成、其御県ニ於ても右御心得ニ而御取計可有之候、若猶依然滞留致居候ハ、更ニ御差構被成間敷候、依而此段御達申入候也

庚午八月十六日

尚以、別紙別手組江之書状一封是又御達可給候、且本文之儀別手組等之取次、通弁ニ而彼是意味相違候之処江本文書簡差遣候而ハ不都合ニ付、別紙書簡御達方相成前ニ、御県官員之内一応御出張ニ而、様子御糺し之上にて、事情無相違候ハ、御達有之度候也

外務大少丞より岡土江之書簡写

以手紙致啓上候、然は貴下我新潟表江陸路被罷越候ニ付、昨我十五日東京御発足被成、武州足立郡岸村江御到着之処、途中村々

明治前期埼玉の外国人に関する史料について―埼玉県外事関係行政文書を中心に―

於而送迎之者不差出趣を以て御不滿意之由、附添別手組之者江被申聞、右村ニ滞在被致居候由、浦和県より其筋江申立有之、

書（史料三）と、民部省への報告書（史料四）から、事件の経過を追ってみよう。

驚愕之至ニ候、抑我方取扱向ニ於而ハ、先規ニ相変義は無之、

既ニ先般英国公使通行之節も、道筋村々に於而は送迎之者差出

史料三 浦和県より外務省へ事件顛末報告控

候義ハ無之、貴下今般御旅行之義ハ我政府交際上ニ係る義には

（明九二六―一）

更ニ無之候得は、通例仕来之外別段之手数可及謂レハ決して有

之間敷、然るに若御不滿意之事有之候ハ、兎ニ角御帰府之上

丁抹国コンシユルセネラール儀当県管下通行之処、村毎ニ送迎

外務省へ御訴被成候ハ、格別其場所ニ於而直ニ御異論御申聞

無之とて不満ニ存候哉、足立郡岸村地内ニ滞留致し候ニ付、其

被成、且恣ニ宿駅ニも無之場所ニ御滞在被成候は、結句我政府

附添別手組江之御達書共、今十字東京出張所より相廻り候ニ付、

之不快を御醸し被成候御所存とも可申、大ニ疑慮いたし候処ニ

直ニ官員一名岸村滞在之旅宿へ差遣候、猶相糺候処、依然留滞

而候、就而ハ右送迎之者不差出候而は、御通行相成兼候ハ、

罷在候間、御書翰相渡申候、右ニ付、始而了解致し候と相見へ、

御帰府被成候より外は無之、外務卿之命ニ依り急便可得御意、

右村出立、新潟江罷越候趣、三字頃別手之ものより申出候間、

如此御座候、以上

不取敢此段及御回答候也

庚午八月十六日

外務大少丞

丁抹岡士セネラールイパビール貴下

外務省御中

「既ニ先般英国公使通行之節も、道筋村々に於而は送迎之者差出

史料四 浦和県より民部省へ事件顛末報告控

候義ハ無之、貴下今般御旅行之義ハ我政府交際上ニ係る義には更ニ

（明九二六―一）

無之候得は、通例仕来之外別段之手数可及謂レハ決して有之間敷」

と外務省はパークス英国公使の通行を例に挙げ、領事に対し毅然と

丁抹国コンシユルセネラール儀当県管下通行之処、村毎ニ送迎

した姿勢で対応している。

無之とて不満ニ存候哉、足立郡岸村地内ニ滞留致し候ニ付、取

この指令は、十六日十時に浦和県に届いている。外務省への報告

扱方相伺候処、外務省へ御廻達相成候由ニて則同省より外国人

江之書翰義、附添之者へ達書共、今十字当県へ相達候ニ付、直

二相渡候処、始而了解いたし候と相見へ、右村出立、新潟江罷越候二付、此段御届申候也

民部省御中

県は指令通り、先ず官員を岸村へ出向かせ領事を説得したが、了解は得られなかった。外務省からの書簡を受け取り、初めて納得したバビエー領事は、漸く新潟へ向け出發していった。

その後、同年十月に太政官達「外国公使旅行之節心得方」が出されたが、「外国官人通行之節、其宿駅ニ於テ、問屋役人之内出迎案内可致」とだけ規定されており、宿駅以外の道筋村々の送迎者の差出は規則にない。この一連の文書は、明治初め、通行時の送迎方法が、外国領事側に徹底していなかったことを示している。

半年後、デンマーク国の領事官が再び通行した。バビエーと思われるが、ただ「領事官」とあるので、当時のデンマーク領事である長崎のシツク、大阪のウヲルス、兵庫のボラノ、函館のジユースであつた可能性もある。こうした領事も当地の商人が任せられていた。

史料五 デンマーク国領事官通行に付浦和県達

(明九二六一二)

丁抹国領事官耆人明廿一日東京出立、三国通り新潟迄罷越候間、通行宿駅伝馬所役人出迎其外等、去年九月中御布告之通相心得、惣而往来之者不作法無之様、嚴重取締可致、尤往還筋村々江は、其組合宿より無洩至急可触達者也

辛未二月廿日

浦和県庁

浦和宿

蕨宿

板橋宿

右組合会所

大宮宿

上尾宿

桶川宿

鴻巣宿

右組合会所

史料六 デンマーク国領事官通行に付親書

(明九二六一二)

(端裏書)

浦和県江

丁抹国領事官一人願濟ニ而、明後廿一日東京出立、三国通り新

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

五二

潟迄罷越候間、兼而御布告之次第も有之候得共、猶不都合筋無
之様、管内取締方嚴重可取計候事

二月十九日

(後欠)

前回は、滞留事件を起こしたが、今回は問題なく通行している。

バビエーはその後商務の傍ら、明治二十七年まで長くデンマーク領事を務めた。外務省は、バビエーが領事の特権である自由な内地旅行を、商用に利用するのではないかと懸念して、明治九年に証書の提出を求めている。日本各地を訪れたバビエーは、明治十五年には三峯神社にも登山している。

エンズレイ (J. J. Esllie) [英国新潟駐在領事]

イギリスの初代新潟領事はロウダー (John Frederic Lowder) であった。その後のトループ (James Troup) に続き、エンズレイ副領事が明治五年四月、埼玉県を通り赴任している。

史料七 英国新潟領事エンズレイ通行の達

(明九二六一六)

別紙之通り外務省より申来候間、此段御達申入候也

壬申四月八日

大蔵省

若松県御中

追而異国人通行諸県早々御通可有之候也

大蔵省御中

外務省

英国人エンズレイ儀、新潟県同国領事被申付候間、当地より同県へ陸路相越度、来九日出立、千住通陸羽街道、夫より新潟着之積り申立候間、通行諸県宿駅へ御達し有之度、此段申入候也
壬申四月八日

順調に埼玉県を通過したエンズレイは、その後、外務省から至急の通知を受けることになる。

史料八 外務省から新潟一揆発生に付エンズレイへ通知

(外交史料館3・9・4―24)

以飛札致啓上候、然は貴下過日陸路より新潟へ御出立相成候儀、同処近傍之土民数千強訴申立一揆ヲ起候旨、同県より昨夜報知申越候に付而は、無程鎮静ニハ可致候へとも、当分之処右之形勢有ハ、貴下通行之道筋騒敷候ニ付、如何之不都合相生候哉難測候間、御旅行御見合、一先途中より御帰府相成度存候、乍去、是非御出被成度義ニ候ハ、暫時ハ途中可然宿々にて御逗留相成、同県より鎮定之模様御案内申入候迄、御差控有之候様致度、尤も護衛相加へ候為、別手組四人今日至急出立為致、猶

其趣新潟県へ申達候間、左様御承知ニ有之、同処形勢委然ノ義
ハ右別手組より入命置候、此段、至急得御意度、如是御座候、
以上

四月十三日

宮本外務少丞

英副領事エンズレー貴下

エンズレーが遭遇した事件は、明治初年の越後における最大の民
衆蜂起である、大河津分水騒動であつた。⁽¹⁰⁾ 明治五年四月三日から八
日にかけて、信濃川・中ノ口流域の村々を中心に、一万数千人もの
農民が、分水工事の負担金や人足の徴収反対などを要求して、柏崎
県と新潟県に強訴をかけた事件である。要求事項の中には、外国貿
易の廃止なども含まれていた。

外務省は新潟県に対して、次の通知（史料九）を出し、エンズレ
イへの指示内容を伝えている。

史料九 外務省から新潟県へエンズレー途中逗留の通知

（外交史料館3・9・4―24）

新潟県

外務省

本月八日英国副領事エンズリー海路船便無之ニ付、陸路差免シ
其地へ罷越候処、昨夜其地方土民騒擾之趣御報告有之ニ就而は、
如何様之異変相生哉も難測ニ付、一先途中より引帰候様同人へ

明治前期埼玉の外国人に関する史料について―埼玉県外事関係行政文書を中心に―

相達候へ共、外国人之義故事情ニ疎ク、定而強而罷越度申立候
義も可有之候間、其節は宿々にて逗留致居、鎮静之模様其県よ
り案内可及候間、其上にて通行可致、別紙之通申達置候間、此
段御心得不都合無之様御取扱に有之也

壬申四月十三日

通知を受け取つたエンズレーは、外務省に対し、白川（現福島県
白河市）で逗留する旨を伝えてきた。

史料十 エンズレーから外務省へ白川にて逗留の旨回答

（外交史料館3・9・4―24）

四月十三日附御書簡を以て、新潟近傍ニ於て相起候擾一条ニ付、
御報知被下拜誦致候、付而ハ拙者白川迄相赴き、彼地にて新潟
県令より之報知を相待可申候間、左様御承知被下度候、此段回
答如是御座候

千八百七十二年五月二十一日

太田原ニ於て 新潟領事ジームズ・エンズリー

宮本外務少丞貴下

拙者当所ニ西洋墨汁を持参不致候ニ付、不得止鉛筆ニ而右返
書相認候義ニ有之候間、よろしく御海容被下度候

尾崎中録事

三日に始まった騒動は、首謀者の逮捕により九日には終息し、五

辛未六月廿日

浦和県庁

月初めまでに八十人近くが逮捕されている。事件後、分水工事は再開されたが、反対も多く、明治六年のオランダ人リンドー(Lindow)の調査などを参考にし、明治八年三月ついに廃業が決定されている。

粕壁宿役人
板橋宿より鴻巣宿迄宿々役人

エンズレイが赴任した新潟港は、初めこそ各国領事が駐在したが、冬季はほとんど入港できず、各国は次第に領事館を閉鎖していった。その後、明治十二年の英国副領事ウールソアの帰京により、新潟にはついに領事が駐在しなくなった。

史料十一にみるように、明治四年にはすでに、政府の御雇外国人に対して、遊歩区域(居留地から十里四方の散策自由な区域)外の保養旅行が許可されていた。以後、毎年夏には、文部省から各府県宛に、大学教師の暑中休暇旅行のための通行の達が出されている。

史料十二 大学南校教師暑中休暇旅行通行達

(明九二六一七)

(二) 文部省雇大学教師の暑中休暇旅行

文部省の雇外国人の暑中休業中の旅行の達が多く残っている。

当省御雇外国人教師暑中休業之際、別紙之通旅行致候間、道中不都合無之様可取計、此段相達候也

東大の前身である南校(後に東京開成学校)では、外国人教師による専門教育が行われた。外国人の雇教師達は、湿度の高い日本の夏を逃れるため、二ヶ月間の暑中休暇を取り、日光や温泉で保養した。

壬申六月十二日

文部省

埼玉県

日光ヨリ豆州熱海マデ

仏人マイヨ・フォンテーヌ

日光迄

李人クニツヒンク

日光辺ヨリ不二山辺マテ

仏人レピシエ・英人ホワイマーク

(明九二六一三)

李人シエンク・英人メイジヨル

上州富岡迄

ダルジャンス代仏人グーブイー

箱根・静岡・日光・不二

米人クリフイス

様可相心得、此旨屹度相達候也

御雇外国人の暑中の保養先は、史料十二にみるように、日光、熱海、箱根、静岡、富士山、富岡などであった。日光や富岡へは埼玉県内の陸羽街道や中山道を通過するため、国から埼玉県に達が出されている。

明治五年八月の学制により、南校は九月に一旦大学区の中学校に編成されるが、明治六年四月に再び開成学校となり、明治七年五月に東京開成学校となった。⁽¹²⁾ 例年通りの暑中休暇の通行文書の内、六年七月二十日に出された文書を次にあげる。

史料十三 開成学校教師暑中休暇旅行通行達

(明八二)

独乙人シエンク

富士山ヨリ甲州、夫ヨリ浅間山等

米人グリフィス

同人姉マーギ・グリフィス

中山道・北陸道ヨリ加州金沢・越前・福井、夫ヨリ西京迄、帰途中東海道

又は海路難相分

独乙人リットル

箱根并富士山迄、帰途日光へ廻ル

米人ウート

箱根迄行、一旦帰京之上、日光へ廻ル

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

五五

当省御雇外国教師暑中休業之間、前書之通旅行致度旨申出候、右は即今各地方ニ於テ、頑民暴動之義も不少候折柄、各管内通行之節は注意之上、道中不都合無之様可取計、此段相違候也

明治六年七月廿日

文部省三等出仕正五位田中不二磨

埼玉県

警察制度が整備するに伴い、政府は明治五年八月に外国人護衛の別手組を廃止した。公用の内地旅行や深夜の外出の時だけは、官庁所属の等外以下の者が付いたが、暑中休暇などには随行しなくなつた。そのためか、「即今各地方ニ於テ、頑民暴動之義も不少候折柄」と、注意を促す一文が加えられている。これは、明治六年の文書に何回か見られる。

県に郵送された史料十三の達は、写の文書であつた。東京出張所の小使(氏名略)が達を紛失し、差支のないように、直に写が送られていたのである。達は三ヶ月経つても見つからず、遺失した小使は、史料十四では「東京裁判所江引渡処分取調中」となっている。

史料十四 外国教師通行達紛失に付上申

(明八二)

当県出張所小使 ○○○○

御省御雇外国教師暑中休業之間旅行二付、管内通行之儀、当七

月廿日御達ニ付、直郵便ヲ以本県へ可差送、右役所へ差立之途中、前書小使之者遺失候旨申出候ニ付、夫々手配取調中、尚御達写ヲ以即日相達候間、差支は無之候得共、該状今以見当り不申、依而同人義は、東京裁判所江引渡処分取調中ニ候間、此段申上置候也

六年十月十四日

埼玉県出張所詰権中属高瀬雅彦

正五位田中不二磨殿

国の達の紛失が、厳しい処罰の対象となることが示されている。しかし、紛失事件を起こした小使は、一年半後の八年二月、東京出張所廃止にあたってそのまま本庁勤務となっており、大事には至らなかつた模様である。

史料十五 本庁小使任命の件

(明一九七)

今般各府県出張所被廢候ニ付而は、引払之際小使兩人共御暇相成候義ニ候ハ、○○○○義ハ置県以來聊之過チモ無ク、勉勵罷在候者ニ付、格別之御詮議ヲ以、本庁小使被御申付候様仕度、此段申上候也

八年一月廿四日

東京出張所

庶務長官御中

(三) 富岡製糸場仏人技師ブリューナ (Paul Brunat) の通行

フランス人の生糸検査技師ブリューナは、明治初めに何度か埼玉を訪れている。明治二年五月には、イギリス公使館員アダムスの一行に加わり、中山道を通して養蚕状況を視察し、明治三年六月に政府と雇入れの仮契約を結んだ後に、製糸場建設予定地の検分のため、秩父など武蔵・上野・信濃を巡視している。

明治三年閏十月七日に正式な契約書を交わしたブリューナは、民部省の杉浦讓、尾高惇忠と共に富岡へ出向き、製糸場用地の選定や買上交渉を行い、帰路、深谷に立ち寄っている。

史料十六 下手計村鹿島神社神木神井之図

(大三〇一三)

大日本埼玉県武蔵国榛沢郡下手計村鹿島神社神木神井之図

鹿島神社ハ当村の村の鎮守にして神木は櫨なり、神井はその中心空洞の底にあり、幾千年を経たるをしらす、古来神木の裏に井水ありとの口碑に拠り、寛政年間村人相謀りて発見せり、其状は左の如し、神木高さ八丈余、枝葉四方拾六間に繁茂し、周圍三丈五尺、木心空洞の高さ式丈七尺、広さ九尺、神井は式尺許の円石にて甃し、口径三尺、深さ壹丈六尺、水量七尺、清冽にして苦味あり、実に世上無比の奇といふへし、惇忠明治三年の冬、法人人ブリューナ氏を導き睹せしめたるに、若斯奇蹟は欧州にも見聞せずと云つて歎賞せり、方今温故探奇の風盛んなる

に際し、首府近郊是の神井ありて広く伝播せざるを惜しみ、この図を製し、好古君子に一覽を勧告すると云、老樹中心井水新、口碑千歳唯伝神、寄言温故探奇客、清雅一遊来駿真、路次ハ東京より西北式拾里、上毛鉄道深谷停車場より壱里余、下手計村より本莊停車場へ式里余迂回、僅かに拾余町なり

明治二十年第四月 村人藍香逸人尾高惇忠識 東京高橋波香画

これは、明治二十年に出版され広く流布した鹿島神社の木版の摺物である。下手計村（現深谷市）の鹿島神社は、尾高惇忠（初代富岡製糸場長）の自宅付近にあり、空洞の中に井戸のある櫻の巨木で有名であった。この摺物にも中心に大きく櫻が描かれている。

識語の中に、「惇忠明治三年の冬、法国人ブリユナ氏を導き睹せしめたるに、若斯奇蹟は欧州にも見聞せずと云つて歎賞せり」とある。

明治三年閏十月からのこの旅行を克明に記した同行の杉浦讓の『客中日記』⁽¹⁵⁾によれば、十一月五日に、「同五日、晴、蚤起尾高氏の郷里を訪ひ、備前渠小山川落合先樋口矢嶋樋と云を一見し、第十一時深谷に抵り、中村岩鼻県大参事二面会し、客舎ニ帰り午喰、ブリユナ氏を待合すといへとも、来る遅きを以て先発す。第二時半熊谷ニ抵る、日没頃ブリユナ氏着ス」と、ブリユナが遅れて来た記述がある。備前渠小山川落合先樋口矢嶋樋は神社の近くであり、尾高惇忠はブリユナをこの日に神社に案内した可能性がある。

また、「明九二六」にもブリユナの通行の違がある。その通行月日に注目したい。

史料十七 富岡製糸場仏人技師ブリユナ通行達

(明九二六一五)

上州富岡製糸場江大藏省勸農寮御雇仏人フリユナ、当十一月十五日馬車ニ而東京出立、即日富岡着、引続同月十八日同所出立、即日帰京候旨、其筋より御達相成候ニ附而は、途中宿村・渡船場等不都合無之様、可取計候条、此旨至急相達者也

未十一月十四日戌中刻発

元浦和県庁

板橋駅より

鴻巣駅迄

宿村役人

浦和・蕨・板、一通

大宮・上・桶・鴻、一通

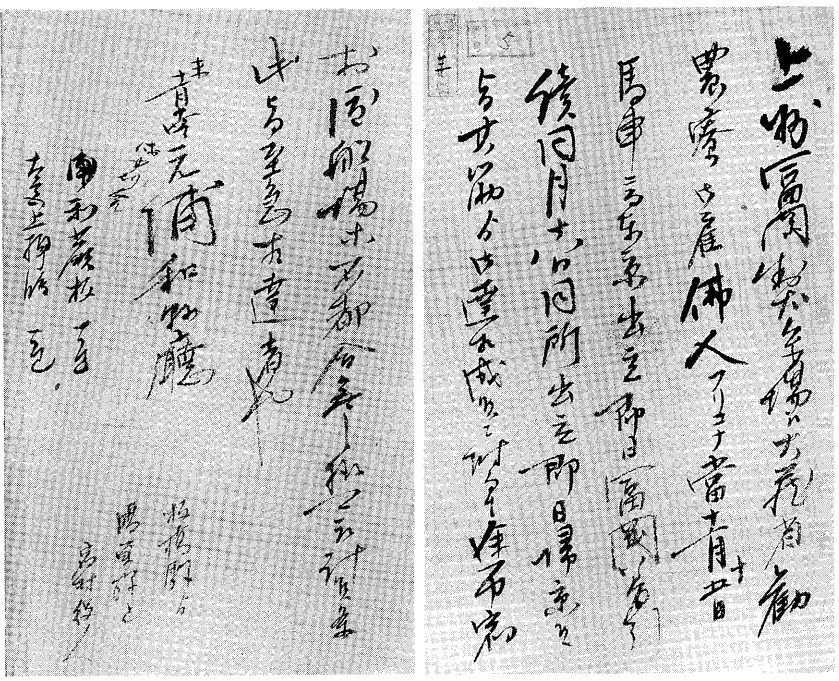


写真1 富岡製糸場仏人技師ブリューナ通行達 (史料17)

この通行の達(写真1)は元浦和県から出されている。宛先の板は板橋、上は上尾、桶は桶川、鴻は鴻巣の略で、共に中山道に沿い、板橋と鴻巣には、浦和県の出張所が設けられていた。

達が出された明治四年十一月十四日は、府県統合により浦和県が廃県になり、現在の埼玉県域に埼玉県と人間県が置かれた日である。達を出した浦和県庁は「元浦和県庁」と記載されている。

文面からみると、ブリューナは明治四年十一月十五日に東京を出立、即日富岡に着き、十八日同所出立、帰京の予定となっている。明治四年一月に一旦帰仏したブリューナは、器械の購入や技師・工女の招聘を行った。その後、日本への再来日の日時については、『富岡製糸場誌』で明治五年二月と記述されているため、従来、この説が採られていた。

しかし、『ザ・ジャパン・ウィークリーメール』の横浜入港の乗船客リストから、敬愛大学の澤護氏が、再来日の日時が明治四年十一月八日(西暦一八七一年十二月十九日)であることを指摘して以来、次第に明治四年十一月帰国説が採られるようになってきた。

明治四年十一月八日に横浜に着船し、一週間後の十一月十五日に東京から富岡に向かう日程は無理がなく、埼玉県誕生の日に出されたこの日付が確実な達は、澤氏の説を裏づける公文書といえよう。

(四) 民間人の内地調査旅行

条約による権利で、公使や領事は制約なく自由に国内を旅行でき、また、政府の御雇外国人も、用務先や保養地へ旅行免状を取得して旅行できた。しかし、一般の外国人の内地（遊歩区域外）旅行は、明治七～八年の旅行規則の整備を待たなければならなかった。¹⁸⁾

それまで、民間人が内地を調査旅行したい場合には、自国の公使や本国の大臣からの推薦により、特別に旅行免状を発行してもらう必要があった。

アップジョンズ (G. W. Appjous) 「米人牧羊家」

アップジョンズは、カリフォルニア州の牧羊家。米国公使デロング (Charles E. De Long) の推薦を得て旅行免状を取得し、明治六年九月に自費で関東地方を回り、牧羊業に適当な地味や気候を調査した。その後、大隈内務卿に綿羊事業を進言したが、勸業権頭河瀬秀治（後に三代入間県令・初代熊谷県令となる）から、「外国人の営利事業は許可できないので政府の雇人にすべき」との答申があり、明治八年に勸業寮の雇外国人になった。

埼玉県へ調査に来た明治六年には、まだ政府に雇われておらず、史料十八では、ただ米人デジョンズとなっている。

史料十八 牧羊家米人アップジョンズ通行の達

(明九二六―一二)

明治前期埼玉の外国人に関する史料について―埼玉県外事関係行政文書を中心に―

米国人デジョンズ儀、綿羊生育之地点検之為、当管内へ不日罷越候旨、外務省ヨリ達相成候間、往來道筋并休泊等、差支無之様可取計、右点検之儀ニ付要用之儀請求候ハ、相当之取扱可致、此段為心得相達候也

明治六年九月廿八日

埼玉県参事白根多助

各区戸長

右之通御布令可相成候也

千葉県印旛郡七栄村・十倉村（現富里村）は、江戸時代、佐倉七牧の内野牧・高野牧であった。アップジョンズは、明治八年にこの地に開設された我が国初の勸業寮牧羊場で、西洋的牧畜の指導にあたった。その後、牧場経営は不振となり、暴漢に襲われる災難に遭い、明治十二年に退職している。¹⁹⁾

なお、十倉村には、明治初頭に入間郡から移住した人が多く、武州という地名が残っている。²⁰⁾

ギメ (Emile Etienne Guimet) 「仏人法教師・リン豪商」

レガメー (Felix Regamey) 「仏人画工」

ギメは、もともとリヨンの染料関係の実業家であった。キリスト教以外の宗教に深い関心を寄せ、インド・中国・日本を旅し、収集した各国の宗教美術品や書籍をもとに、パリの国立ギメ美術館の創始者となった。

日本には、明治九年八月から十一月にかけて画工レガメを伴って来日している。来日にあたっては、仏国文部卿から宗教調査の命を受け、横浜、東京、日光、京都、神戸を旅行し、各地の神社・仏閣を訪れた。

史料十九の達は、陸羽街道と中山道筋の各区に出され、一行の通行を知らせると共に、調査への協力を要請している。

史料十九 仏国人ギメ・レガメ宗教調査の達案伺

(明九二六—二七)

内務省ヨリ仏国法教師旅行之儀達ニ付、陸羽・中山両街道各区へ達案伺

丙第四十号 第一第二第五第六第七第八第十七

第十八第十九第廿一第廿二第廿三区

第八大区第九大区

区長

仏国法教師エミールギメ氏及ヒ画工レガメ氏、今般回国文部卿之命ヲ受、我国仏教之景況見聞ノ為メ有名ノ仏閣巡覽可致ニ付、日光及ヒ浅間山、夫ヨリ中山道通り帰京之儀、同国公使ヨリ申出候条、右沿道ニアル寺院・仏閣等へ相越法教之質問及寺観ノ模様等摸写之儀申立候節ハ、無不都合様可取計旨、内務省ヨリ達有之候条、兼テ寺院等へ相達可申、此旨相達候事

埼玉県令白根多助代理

明治九年九月 日

埼玉県権参事吉田清英

日本では折しも廃仏毀釈の時代で、ギメは、法隆寺の勢至菩薩像をはじめ、多くの仏像や仏画、書籍をフランスへ持ち帰った。仏像等は、現在も国立ギメ美術館に収蔵されており、日本への里帰り展なども行われている。

写真2は、一八八〇年(明治十二年)にフランスで出版された『Promenades Japonaises Tokio-Nikko』(邦訳名『東京日光散策』)のレガメの挿絵である。ギメらが泊った幸手の旅籠「朝萬」の台所がスケッチされている。この本には、日光の宗教行事をはじめ、埼玉県の越谷や幸手の人々や光景が生き生きと描かれている。

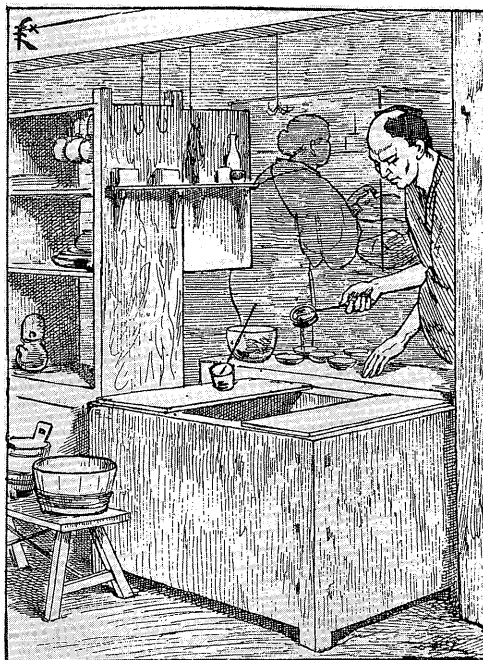


写真2 幸手の旅籠「朝萬」の台所(原書より)

(五) 海軍省の御雇外国人

海軍省には、英国人を初めとして、多くの雇外国人教師がいた。彼らに関する文書が多数残っているので見ていこう。

ホース (Albert G. S. Hawes) [海軍省雇英人教師]

イギリス人ホースは海軍省の英語・砲術の教師で、明治三年に來日し、明治十五年まで在日した。この海軍省の達は四県に回され、栃木県から埼玉県に送られている。

史料二十 海軍省御雇外国人ホース通行の達

(明九二六一八)

御雇英人ハウス日光山行之儀ニ付、海軍省廻達書壹通御廻し申候也

壬申八月十四日

栃木県

埼玉県御中

当省雇入英人ハウス儀、今度日光山行願出候ニ付、即来ル十一日より日数十二日間旅行差許候条、其県管下通行候ハ、不都合無之様可被取計、此段相達候也

申八月十日

海軍省

宇都宮県・栃木県・埼玉県・茨城県

ジョーンズ? (Charles William Jones) [海軍省雇英人教師]
コーニング (H. C. Koning) [海軍省雇和蘭人教師]

「リーテナンドジョン」の「リーテナンド」は海軍では大尉の階級を示す語である。ジョンは不明であるが、イギリス軍人の海軍兵学寮教師で、明治六年十月から海軍準艦長を務め、明治十年に病死したジョーンズかと推測される。

コーニングはオランダ人の兵学寮教師で、明治六年から八年まで英語、算術、測量などを教えていた。

沿道各区域に達を回す必要から、旅行免状の有無や、詳しい日程について、県から海軍省に問合せている。なお、この時の海軍卿は勝海舟である。

史料二十一 海軍省御雇外国人通行に付伺指令

(明九二六一一六)

外国人通行之儀ニ付伺

御省御雇入英国人リーテナンドジョン外五名、和蘭人コーニング当県下江往來御差許、於途中申出候儀モ有之候ハ、不都合不相成候様可取計云々、御達之趣承知仕、然処外国人県下通行之儀ニ付而ハ此程外務省ヨリ御達之次第モ有之、同省免状所持之有無、尚東京出立日限往來道筋等詳細御再達相成度、此段相伺候也

明治六年十二月十五日

埼玉県参事白根多助

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

六二

海軍卿 勝安芳殿

諸府県

(朱書)

伺之趣リーテナンドジョン外四名発途日限未定ニ付、追而可相達候事

クリスチソン (John Christison) 「海軍省雇英人教師」

但、コーニンク儀は来ル廿四日頃、相州江ノ島工向出京之積、尤外務省免状ハ銘々持參為致候事

明治六年十二月廿二日

翌七年十二月、海軍兵学校の教師ジョン・クリスチソンが、遊歩区域外の埼玉県の蕨宿で遊獵・止宿する事件を起こした。外国人免状を所持していなかったため、県に通報され、埼玉県官員に海軍省まで護送されている。

文中の「外国人県下通行之儀ニ付而ハ、此程外務省ヨリ御達之次第モ有之」とは、明治六年四月に出された次の達を指している。

史料二十三 免許不所持海軍省御雇教師護送に付届

(明一三八)

史料二十二 外国人臨時通行取扱向に付外務省達⁽²²⁾

(明九二六一九)

外国人遊歩規定外勝手ニ通行不相成義ハ、兼而心得可有之処、間々通行云々のみ届出、其免許ヲ得シヤ否ヲモ不承札、剩其名も明瞭ならざる届方有之、其国領事へ掛合方ニ差支、往々不都合有之候ニ付、爾後外国人臨時其県下通行候ハ、於宿駅其国人名名及免状所持否等承札、右免状所持之外国人ハ無差支通行為致、若亦免状所持無之者ハ、一切通行不相成候間、厚説諭ヲ加ひ、其者居留之開港場迄県官附屬、其開港場ニ至り其庁へ引渡候上、其段当省へ可届候、此段為心得相達候也

四月

外務少輔上野景範

外国人護送之義ニ付御届

海軍兵学寮御雇英国人シヨンクリスチソン義、本月十一日当管下へ相越遊獵之末、同夜中山道蕨宿旅人宿江止宿致候ニ付、免状所持之否取札候処、所持不致旨申出候、最モ管下於テ粗暴之処業等は無之候得とも、兼而御布達ニ基キ護送、前同寮へ引渡申候、此段御届致候也

明治七年十二月十四日

埼玉県権令白根多助

外務卿寺島宗則殿

次の日、クリスチソンを引取った海軍寮から文書が出されている。

史料二十四 免許所持海軍省雇教師引取に付回答

(明一三八)

当寮英国教師ジョンクリストン儀、無免状ニ而、御管内於テ遊

獵之未止宿候ニ付、等外出仕松野広護送御引渡有之、正ニ請取

申候、彼是御手数之事ニ候、右は当寮江無沙汰ニテ罷越候儀ニ

付、向來右様之拳動無之様、本人ニ申諭置候、此段及御答候也

七年十二月十五日

海軍蔣兼兵學頭中牟田倉之助

埼玉県権令白根多助殿

外務省に残るクリスチソン本人の謝罪状を見てみよう。

史料二十五 クリスチソン謝罪状

(外交史料館3・9・4―3)

本月十一日、外国人条約境外之地に於テ、私遊獵仕候ニ付、報

告仕候、右場所ニハ、他ノ道路ノ如ク、外国人通行禁止之表札

無之故、私更ニ境外ト不存候、且又、日本人ニ問候処、東京ヨ

リ纒之距離ニ候故、通行免状所持ニ不及、且屢々外国人遊獵ニ

参り候趣被申候也

一、私義先頃右之場所へ参候へ共、更ニ相拒ミ候人無之故、私

ハ全ク条約境外トハ不存候也、

一、現今御雇相成候御国之御法則ヲ相背候段、重々後悔仕候、

乍併全ク諸事不案内ヨリ起候事故、何卒寛大之御处分奉願

明治前期埼玉の外国人に関する史料について―埼玉県外事関係行政文書を中心に―

候也

千八百七十四年十二月二十九日

クリスチソン

海軍兵学寮コマンドルドーグラス君

クリスチソンは、全く不案内から起きた事だと弁明している。その結果、今回は、「爾後の為篤ト示諭アルベキ」という条件で不問になった。しかし、「不案内ヲ名トシ、勝手ニ遠地へ旅行候様之義無之様、御省ニオイテモ御注意有之度、此段再応申入候也」と、外務省から海軍省に強く申し入れがなされている。

外国人が旅館に泊った場合は、達に基づき、常に免状の検査が行われ、区長・戸長や警察へ通報されていた。警察官や戸長は、手元に旅券の雛形を持っていて、それと突き合わせながら外国人が携帯する免状を検査し写をとっていたことが次の史料から窺われる。

史料二十六 外国人旅行免状雛形増渡伺・指令

(明九二六―二三)

外国人旅行免状雛形増渡伺

外国人内地旅行之節、免状外務省於テ御改正相成候ニ付、兼而

管下へ布達可致旨、雛形拾部相副御達相成、然ル所、邏卒・区

戸長へ心得為致候ニは、何分部数引足り不申、就而は尙四拾六

部丈ケ、至急御増渡相成候様致度、此段上申候也

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

六四

明治八年七月五日 権令白根多助代理埼玉県参事岸良俊介

史料二十七 海軍軍医寮へ囚人死体引渡達

内務卿大久保利通殿

(明六八)

(朱書)

十二月十日 (達書)

埼玉県

書面之趣聞届候、外国人内地旅行免状雛形四拾六枚更ニ相渡候事

海軍軍医寮ニ於テ解剖学修業候ニ付、自今其県囚獄懲役場ニテ病死或ハ死刑ノ者、親族其外引取人無之死体ハ同寮へ可引渡、此旨相達候事

明治八年八月二日

内務卿大久保利通

但、引渡都合ハ同寮へ可打合事

明治八年には、「外国人旅行免状」が外務省から発行されるようになり、「健康保全」や「學術調査」の名目で、一般の外国人も内地を旅行できるようになった。街道筋の区長・戸長や警察官は、県から一枚ずつ上記の雛形を配布され、検査の任に当たったのであろう。

明治七年頃、埼玉県でも独自に解剖所の設置が構想され、その参考として海軍の解剖の状況を尋ねている。

アンダーソン (William Edwin Anderson) [海軍省雇英人医学教師]

(明一三八)

ホイーラー (Edwin Wheeler) [海軍省雇英人医学教師]

解剖願之義ニ付伺

また、「官省誌」に、海軍医学学校英人教師アンダーソンとホイーラーの名がみえるので、通行記録ではないが、取上げてみたい。

明治五年、文部省に医務課が設けられ、明治六年には「医制」が發布された。

史料二十八 解剖用死体埼玉県へ引渡に付伺

明治期、埼玉県は浦和に監獄を所掌しており、明治六年十二月十日、埼玉県に対して出された太政官達により、縁故のない病死者や、死刑者の死体を、海軍軍医寮の解剖学講義のために献体することとなった。

当県囚獄懲役場ニ而病死或ハ死刑之者、親族其外引取人無之死体ハ、海軍々医寮於テ解剖学修業候ニ付可引渡旨、昨癸酉十二月十日御達相成候、則同寮江打合、追々死刑之者引渡来候処、今般管下医業之者六七名より、前頭之如キ引取人無之死尸ヲ以解剖学修業致度段出願有之、右は医業之進歩ヲ希ヒ精勵自奮申出候儀ニ付、県下江一ツく解剖処ヲ設ケ、引渡シ候死尸之内、一二ヲ以修学為致候而も差支無之哉之旨、同寮江問合候、別紙写之通り回答有之、依而ハ解剖処設ケサセ修業為致度、此段御

伺申上候、以上

明治七年二月五日

太政大臣三条実美殿

埼玉県権令白根多助

右五日、小池進達之処、野村邦彭受取相成候事、二月十二日史官呼出、大橋罷出候処、解剖ハ文部省担当相成ニ付、同省へ直ニ可相伺旨、七等官出仕田口元篤申聞、書面戻ル

史料二十九 海軍省解剖の状況に付回答

(明一三八)

其御管下死刑之者、於当寮解剖ノ手順等御承知被成度云々、御掛会致承知候、右は英医安埜^{アンデルソン}兎宗并法惣^{ホケエレ}列兎氏ノニ教師ヲ始メ、大中小医監解剖場ニ登リ、直ニ手術相施シ、解剖講義イタシ、各医官以下生徒ニ至ル迄列席、聽聞累日質問研究等畢而後、白銀丹波町一丁目式番地源昌寺江埋葬ス、葬地ハ兼而右寺内ニ設置有之、其都度々々当人国郡村名等詳細ニ記シ送葬致、尤相当之布施物相納候、且当分之處は神葬祭ニ而無之、寺門相当之式法為行候条、此段御答申進候也

七年三月七日

海軍々医師石神豊民

埼玉県権令白根多助殿

していた。明治八年、埼玉県では、医者の再教育のための医学講習所や、医学校が設けられ、解剖講義も行われるようになっていく。

(六) 埼玉を測量した鉄道寮英人技師ボイル (Richard Vears Boyle)

明治五年、以前にインド鉄道に従事していたイギリス人ボイルは、工部省鉄道寮の築師長として来日した。東海道線か、中山道線かの路線決定のため、明治七年五月から三ヶ月半、翌明治八年の九月から十一月にかけて、各地の実地調査を行った。この調査結果は、「中山道調査上申書」として、明治九年九月に報告されている。報告書の中で、ボイルは、東京〜高崎間の鉄道建設が、「第一に着手スベキモノ」と述べている。⁽²⁵⁾

史料三十の埼玉県での測量は、上記の報告書が出される直前、八月に行われている。

史料三十 鉄道寮英人ボイル測量通行達案

(明九二六一二五)

工部省ヨリ雇英国人測量トシテ通行為致候旨達ニ付各区へ達

案伺

乙第八十九号

各区正副区長

解剖講義は、海軍省雇英人医師アンダーソンとホイラーが担当

今般鉄道寮雇英国人リチャートヒヤースボイル当県下測量トシ

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

六六

テ通行為致候旨、工部省ヨリ達有之候条、此旨為心得相達候事

公使は何度も埼玉県を通行しているが、明治九年の公使家族と随

明治九年八月八日

埼玉県令白根多助

行員一行の日光行き⁽²⁹⁾の文書だけが残っている。

(朱書)

明治九年八月八日印刷へ付ス

史料三十一 パークス英国公使通行達案

(明九二六一二四)

この達は、活版印刷され、各区长へ送られた。名前は、「りちやー

英国特命全権公使日光へ相越候儀内務省ヨリ達二付、沿道各区

とひやーすほいる」と、ひらがなで印刷されている。(明二二六)

へ御達案伺

ポイルは、報告書を提出し、明治十年に帰国した。

沿道各区正副区长

(七) 日光を訪れた各国公使

明治三年に、外国人として日光を初めて訪れ、輪王寺の本坊に泊り東照宮を見学したのは、英国公使パークス夫妻だった。明治六年には、外国人専用の金谷ホテルも開業し、日光は次第に保養地として知られていくようになった。東照宮の建築美と共に、西欧の湖水地方を思わせる自然は外国人を魅了し、まだ交通が不便な明治十年頃にも、各国の公使や外交使節が多く訪れている⁽²⁸⁾。

沿道各区正副区长
英国特命全権公使サー、ハルリー、エス、パークス及夫人并子供三名、外二随員マクテツチ氏・ドーグラス、フォルツ氏・ステワルト氏・フレンヂー氏、今般東京ヨリ野州日光へ相越候旨、内務省ヨリ達之アリ候条、此旨心得トシテ相達候事
但、騎兵随行候儀モ可有之候事

明治九年五月十六日

埼玉県令白根多助

(朱書)

本日郵送

パークス(Sir Harry Smith Parkes) [英国特命全権公使]

フェエ(Comte Alessandro Fe d' Ostiani) [伊国特命全権公使]

幕末から明治維新の激動に深く関わったパークス公使は、慶応元年から明治十六年まで、十八年間にわたり在任した。維新後は、明治政府の一番の外交・貿易相手国イギリスの代表であり、また、近代化を目指す政府に対し、相談役として助言を惜しまなかつた^(27,28)。

明治三年から十年まで信任されていた伊国特命全権公使フェエは、明治九年に続けて二度日光に旅している。一度目は八月十日、二度目は大勢の随行者とともに養蚕の視察を行なっている。養蚕の盛んなイタリアは、養蚕の専門家や蚕種・生糸商人が、内地の通行が自

由な公使と同行して、視察旅行することが多かった。⁽²⁰⁾

史料三十二 フエ伊国公使養蚕研究旅行の達

(明九二六一二八)

内務省ヨリ伊太利国特命全権公使旅行之儀ニ付陸羽道各区へ達
案伺

丙第四十七号

第一、第二、第五、

第六、第七、第八区

区長

伊太利国特命全権公使コントアレサンドロフエ、我国耕種之景

況・養蚕方法研究ノ為、同国人ヲリストホリ氏・マツゾルチ

氏・ベルトオネ氏・リカルヂ氏・アンドレオシ氏・ポレンタ

氏・スカナガチ氏・ヲトリニー氏、野州日光へ相越候段、申出

候旨内務省ヨリ達有之候条、此旨為心得相達候事

明治九年九月廿六日

埼玉県令白根多助

埼玉県権参事吉田清英

アイゼンデッヘル (Karl von Eisendecher) [独国弁理公使]

独逸国人フォンアイゼンデッヘルは、明治七年から弁理公使、明

治十三年から明治十五年まで特命全権公使として務めた。明治十年

八月十三日に日光へ向かっている。

達の文面が同様のため、以下三件は文書を割愛し、公使名と通行
の日付、簿冊・件名番号のみを記した。(明九二六一三二)

ビンガム (John A. Bingham) [米国特命全権公使]

ビンガムは苦学して弁護士となり、その後国会議員に選出され、
リンカーン大統領の法務官を勤めた人物である。明治六年から十八
年まで十二年間にわたって在任した。条約改正の際、イギリスのパー
クス公使と対立して、不平等条約廃止を主張したことが知られてい
る。アイゼンデッヘルと共に、八月十三日に、家族で日光に旅行し
ている。(明九二六一三三)

バルボラーニ (Conte Raffaele Ulisse-Barbolani di Cesapiani)

[伊国特命全権公使]

バルボラーニは、フエ公使の後任として、明治十年七月から明治
十八年まで伊国全権特命公使に信任されていた。明治十年九月一日
に日光に向かっている。(明九二六一三四)

グラント (Ulysses Simpson Grant) [米国前大統領]

日光へ旅した外国人の中で、埼玉県で特に有名だったのは、南北
戦争で勲功をたて、第十八代米大統領を務めたグラント將軍であつ
た。明治十二年六月に、世界一周旅行中日本に立寄った。北軍の軍
人であったグラント將軍は、日本人に人気が高く、多くの歓迎行事

が行われた。一行は京都や大阪へも行く予定であったが、コレラが流行したため取止めになり、日光へ往復した。外交史料館には十五冊の大部なファイル(6・4・4―2―3)があるが、「明九二六」には全く記録がない。

グラント將軍の一行を一目見ようと待っていた。ことに子供達ははしゃぎであった。村中総出で將軍を迎え、小さな藁葺き屋根の家にアメリカ国旗が掲げられ、学童が道の両側に整列していた。我々は小さな村の村長宅で一夜を明かした」

グラント將軍は、七月十七日に東京を立ち日光へ向かった。埼玉県では、通常の区・戸長宛の「乙号」の達ではなく、広く県民を対象として知らしめる「甲号」の活版印刷の達を出している。

外交史料館の史料によると、グラント將軍の埼玉県での宿泊及び休憩先は、次のとおりであった。また、暑かったため、人力車夫や荷物人夫には割り増し料金が払われている。

史料三十三 米国前大統領グラント氏管内通行達

(明三一二)

甲第六十八号

草加宿 大川弥惣右衛門 往七月十七日 小休所
復七月三十一日 小休所
大沢町 福井権右衛門 往七月十七日 昼休所
復七月三十一日 小休所

米国前大統領グラント氏、橡木県日光へ相越候二付、管内通行ノ節ハ、地方相応ノ接遇可致旨、公達有之候条、此旨布達候事、

粕壁宿 横山源造 往七月十七日 小休所
復七月三十一日 小休所

但、本月十七日東京出發ト内定ノ趣ニ候事

杉戸宿 鈴木彰 往七月十七日 小休所予備
復七月三十一日 小休所予備

明治十二年七月十四日

埼玉県白根多助

同行したヤングの『グラント將軍日本訪問記』によると、当日の

幸手宿 小林伊平 往七月十七日 小休所
復七月三十日 泊所

埼玉県での様子は次のとおりであった。「グラント將軍は皇室用の馬車で行き、他のものは人力車に乗った。暑苦しい日で、田園に出ることは楽しかった。小さな村に着くと、巡査が集まっていた。木陰には老若男女が群れをなし、日差しを浴びながら何時間も前から

栗橋宿 池田鴨平 往七月十七日 泊所
復七月三十日 小休所

帰途、七月三十日、グラント將軍は幸手宿に泊り、白根県令と親しく懇談した。その様子を勸業部の文書からみていこう。この史料は、県令がグラント將軍に、当時埼玉から米國に輸出していた狭山茶を贈呈したことに關するものであるため、勸業に分類されている。

史料三十四 グラント氏へ狭山製茶贈呈に付白根県令謹書^②

(明一五〇七一三二)

明治十二年七月三十日、米國前大統領克蘭士氏幸手宿旅泊ニ付
県令待遇、狭山再生緑茶ヲ贈ルニ、左ノ文ヲ以テス、此ノ土産ハ
不腆ナリト雖、埼玉県下武蔵國入間郡狭山製茶会社ノ緑茶ナリ、
近來貴國ノ紐克府ニ輸出セリ、愚ガ管窺ヲ以テスレハ貴國ノ嗜
好スル所ナルヘシト信シ、茲ニ恭シク十二筒ヲ具シテ以テ閣下
ニ呈ス、万里重洋搭載シテ帰ルコトヲ得バ幸甚シ

明治十二年七月三十日、余埼玉県令ノ職ヲ以テ米國前大統領克蘭士君ヲ見ル、是ヨリ先キ君日本エ來游シ、日光山ニ抵リ是ニ至リテ東京ニ還ル、余出テ、之ヲ栗橋駅ニ迎フ、吉田全權公使ニ紹介シテ來迎ノ祝意ヲ通ス、君之ヲ受ク、既ニシテ余駕ニ從ヒテ晩ニ幸手ノ旅館ニ着シ君ノ饗待ヲ辱クス、君余ヲ延キテ上客ト為シ、礼意懇懃一見旧ノ如シ、此夕讌ニ列スルモノ君ノ夫人・令嗣・及ヒ隨行ノ書記・全權公使トヲ併セテ六人ナリ、酒酣ニシテ余全權公使ニ由リ從容トシテ問テ曰ク、酒間言ノ政事

ニ涉ルニ似タリト雖、外國貴賓ノ光庇ニ逢フ誠ニ千載一時ノ佳會ニシテ復期ス可ラス、因リテ其唐突ヲ忘レテ敢テ法教ヲ望メント欲ス、許サンヤ否、君答テ曰ク、卿ノ懇款ニ已ニ旨ヲ領セリ、余起テ謝シテ曰ク、速ニ鄙衰ヲ嘉納セラル感荷ニ耐ヘス、請フ蕪穢ヲ忘レテ之ヲ陳セン、余不才無識ニシテ任ヲ此地方ニ負ヒルコト年アリ、孳々トシテ民ヲ富庶ノ域ニ致サンコトヲ図ルト雖、未其寸効ヲ見ルニ至ラス、豈ニ愧チサランヤ、今君ノ宏才博識ニシテ時務ニ老練ナル、其平生經驗スル所ニヨリテ治民ノ大要ヲ寵論スルコトアラハ真ニ余ノ幸ナリ、是独余ノ幸ノミナラス部民百万ノ幸ナリト謂ハサル可ンヤ、伏シテ請フ其蘊奧ヲ咨ムルコト勿レ、君欣然トシテ曰ク、大ナル哉問ヤ、夫レ治民ノ要ハ其土ノ政治、文物、人情、風俗ヲ熟知スルニ非サレハ、未施設ノ道ヲ語ルコト能ハス、而ルニ今万里來遊皮相ノ觀ヲ以テ、豈ニ輒リ之ニ答フ可ンヤ、然リト雖卿ノ問モ亦拒ク可ラス、凡ソ世界万国治ノ君民ヲ問ハス、洋ノ東西ヲ論セス、為政者ハ其民ヲ富実スルニ在ルノミ請フ見ル所ニ就キテ之ヲ言ハン、余向キニ卿ノ任地ヲ過クル、學校已ニ開ケ警保已ニ遍ク、到ル処田園遠ク連リ禾雲際ナシ、而シテ其民勞ニ服シ業ニ安スルヲ見テ深く懐ニ感スル所アリキ、今問ヲ受クルニ及ヒテ倍卿ノ心ヲ斯ニ注キシヲ徵スルニ足レリ、独憾ムラクハ民尚農工器械ヲ閑却シテ、各自ノ勞力ヲ省略スルニ至ラサルコトヲ、苟器械ヲ改良シテ農工ニ從事セシメハ、其勞ヲ省キテ其產ヲ興スコト今日

二十倍スル者アラン、余深ク其言ヲ服膺ス、全県公使傍ヨリ之ヲ賛成ス、余閑ニ乗シテ齋ス所ノ土宜ヲ贈リ乃曰ク、是不腆ナリト雖、余ノ管下武蔵国入間郡狭山製茶会社製スル所ノ緑茶ナリ、聞ク近来貴国ノ青顧ヲ受ケテ新紐克府ニ輸出スルモノアリト、因リテ茲ニ二十筒ヲ具シテ以テ下執事ニ呈ス、夫人側ヨリ語テ曰ク、余嘗テ嗜ム所ハ紅茶ニ過キササルヲ以テ緑茶ノ風味ヲ知ラサリシカ、貴国ニ来ルニ及ヒテ始メテ之ヲ嗜ムニ至レリ、蓋緑茶ハ雲芽露香天成ノ風味アリテ、固ヨリ紅茶ノ能ク及フ所ニ非サルナリ、自今而後ハ緑茶ヲ以テ自家ノ飲料ニ供セントス、君モ亦曰ク、卿ノ管下ニ於テ既ニ此良産アリ、既ニ此良産アレハ則更ニ其歩ヲ進メテ其利ヲ大ニセサル可ラス、凡ソ民ノ業ヲ勸ムルノ要ハ人々ノ心、力ヲ尽クシテ得ル所ノ物品ヲ売ラシムルニ任リ、既ニ之ヲ売レハ其収ムル所ノ利益ヲ以テ各人ノ思想ニ達スヘシ、既ニ各人ノ思想ヲ達スレハ、各人心ニ快キヲ覺ヘテ愈其業ニ匪勉スルハ必然ノ勢ナリ、其際或ハ華奢ニ属スル無益ノ物料ヲ製出スルコトアルヲ免レサルモ、畢竟国家ヲ潤色スルノ玩物ニ外ナラサレハ、努メテ之ヲ売リ之ヲ製シ各其供養ヲ受ケ、其余贏ヲ以テ遂ニ社会ヲ利スルニ至ラシムヘシ、余曰ク、善哉言ヤ之ヲ小ニシテハ一人ノ業タリ、之ヲ大ニシテハ国家ノ経済タリ、遂ニ物産ヲ海外ニ輸出シ、国ヲ富マシ民ヲ利スルニ至ラン、果シテ然ラハ富国利民ノ最点ハ、先ツ一人一個ノ製造品ヲ売ラシムルニ源因スル命意ナルカ如シ知ラス、其然ルヤ否、

全権公使ノ曰ク、然リ令嗣・書記モ亦全権公使ト問答アルカ如シ、時ニ夫人余ノ心ヲ勸業ニ刻スルノ語氣アルヲ見テ曰ク、余異日本国ニ帰ラハ必有益ナル蔬菜、果実、花卉等ノ種子ヲ送リテ、聊卿ノ高意ニ答ヘン、余謝シテ曰ク、然ルコトアラハ幸ニ其播種ノ時季ト培養ノ方法トヲ記載シテ、寄贈セラル、コトアラハ望外ノ幸ナリ、夫人之ヲ領シ賡酬一夕歛ヲ尽クシテ罷ム、翌日早起別ヲ告ク、余離思自ラ禁スルコト能ハス、君ノ夫妻モ亦黙然ノ色アルカ如シ、既ニシテ馬車駿々トシテ去ル、余之ヲ目送スレハ已ニ壑舟ト為ル、嗚呼余ノ不敏ナル一日萍水ノ間ニ相見テ、深ク君ノ夫妻待遇ノ厚キニ感シ、又其音容ノ嫺雅ニシテ応酬ノ周到ナル固ヨリ堂々タル文明大国ノ貴容ニ負カサルヲ知ル、是ニ由リテ之ヲ思ヘハ地方民政ニ於ケル尚問フヘキ者多シト雖モ、今ヤ南北路隔タリ良会難シト為ス、何レノ時力再ヒ手ヲ一掌ニ握リ、全権公使ニ介シテ勸業、教育、警護等ノ要領ヲ叩クコトヲ得ンヤ

明治十二年八月一日

埼玉県令白根多助誌

予カ記憶スル所ニヨレハ、右ノ外ニ多少ノ雑談モ一ナラスト雖、肝要ノ点ハ大概尽セルガ加シ、故ニ、更ニ増補ヲ要セス、清書

グラント將軍と白根県令の懇談の内容が、克明に記されている。行政や勸業などについて坦懐に語り合い、また、明治九年からニュー

ヨークに輸出している狭山茶を献呈した。グラント將軍側からは、米国の野菜・果物・花卉等の種子の提供が提案されている。

一ヶ月後、県は外務省に次の文書を出した。

史料三十五 グラント將軍へ狭山茶場・甘露桃説明送付伺

(明一五〇八一—三二)

米国前大統領克蘭士氏日光ヨリ狭山茶場及甘露桃ノ説御送付ノ伺米
国前大統領克蘭士氏日光ヨリ東京エ帰路、本年七月県下通行、

同月三十日幸手宿旅宿ニ付御待遇ノ節、御進贈相成候狭山再製
茶及ヒ甘露桃等各品ノ原由解説書可差送旨、古沢外務権少書記
官ヨリ本県十等属莊司精一エ要求ニ付、別紙御送附可相成哉勸
第一百十号案狭山茶場及甘露桃製造ノ原由調査可及追送旨曩日御
約聞ニ付、別紙取調差進候、可然御配計相成度候也

明治十二年九月一日

埼玉県令白根多助

古沢外務権少書記官殿

「狭山茶場説」(略) 「甘露桃ノ説」(略)

これによると、県令は、特産品として、狭山茶の他に、米国に倣
つて創り始めた「甘露桃」(桃の缶詰)も贈っていた。

こうしたグラント將軍と白根県令の親しい交際は、同時期に発生
したコレラの流行の中で、県民の間に、「避病院では、グラント將

軍に献上するため、生肝を取るそうだ。」などという風評を生んで
いくことになったりもした。⁽³³⁾

このように、多くの各国公使や要人が埼玉を通って日光を訪れた
が、明治十六年の熊谷までの鉄道開通により、日光への日程はかな
り短縮されるようになった。そして、明治十八年の宇都宮までの鉄
道開通後、保養地日光への旅行者は激増していった。

「明九二六」に、明治二十六年の埼玉県内の外国人向けの保養地
調査の文書がある。外務省への埼玉県の回答は次の通りであった。

史料三十六 埼玉県内外国人保養地調査回答案

(明九二六—六七)

外務省政務局長へ回答案

当県下ニ於テ、夏時冬季ニ際シ、健康保養ノ為メ一時外国人ノ
滞在スル場所所有之候ハ、其場所及外人ノ数等取調方本月廿一
日付送第四五九号御照会之趣了承、県下ニハ右ニ該当スル場所
及旅行滞在ノ外国人等更ニ無之間、此段及御回答候也

明治廿六年七月廿五日

知事

外務省政務局長栗野慎一殿

埼玉県には、外国人向けの保養地はないと回答している。

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

(八) 遊獵を楽しんだロケット仏国公使

西洋では狩獵は伝統があり愛好者も多い。江戸時代御鷹場が置かれていた埼玉県は、雉子や鳥類が豊富だったが、遊歩区域外での一般の外国人の遊獵は禁止されていた。しかし、公使や省庁の外国人要人に対しては、特別に獵が許可されている。

ロケット (Guillaume de Roquette) [仏国特命全権公使]

史料三十七・三十八のキュラメデロクウトと史料四十・四十三のドロケット、史料四十一(写真3)のロケットは同一人物で、

「Guillaume de Roquette」のカタカナ表記の差異によるものである。

明治の文書の外国人の姓名のカタカナ表記は、原語が付されず、書き方が様々なので注意が必要である。ギヨーム・ド・ロケット氏は、明治十三年四月から十五年三月まで仏国全権特命公使に任ぜられていた。

公使は明治十四年に、埼玉県を二度訪れた。一度目は、一月二十八日から二月一日にかけての遊覽であるが、桶川に宿泊した際に、遊獵もしたのではないかと推測される。

史料三十七は公使の接遇について寄せられた松方内務卿の親書で、宛先の白根多助は県令、吉田清英は県令を補佐する書記官である。

史料三十七 仏国公使接遇依頼に付松方正義親書

(明九二六—四三)

益御安静奉賀候、陳者今般新任仏国特命全権公使キュラメデロクウト氏及ヒ随行員三名其県下浦和・大宮・桶川及ヒ鴻之巢へ遊覽之為、明廿八日即金曜日本地出發致度候二付、右旅中及ヒ各所滞留中も不都合無之様致呉候趣、昨日該公使より小官へ依頼致来候、就而ハ右二付諸事不都合無之様御注意相成度、此段申進候也

十四年一月廿七日

松方正義

白根多助殿

吉田清英殿

公使帰京後に、県令白根多助から内務卿へ出された手紙(史料三十八)の再伸によると、白根県令はフランス公使を自宅に招き歓談したようである。

史料三十八 仏国公使遊覽報告に付県令より内務卿への書簡案

(明九二六—四三)

御手東拜誦、沍寒之候倍御清穆奉賀候、陳者今般新任仏国特命全権公使キュラメデロクウト氏及ヒ随行員三名、当県下浦和・大宮・桶川・鴻巢遊覽之為、過ル廿八日東京出發二付、右旅中

及各所滞留中不都合無之様可取計段御下命之趣致承知候、然ニ該公使来皇後、桶川宿ニ於テ日数滞留之上、本日帰京相成、旅行中別段異儀無之ニ付、此段及御報答候也

明治十四年二月一日

白根多助

松方内務卿殿

再伸、公使通行之節、拙宅へモ来訪、寛々款御晤ヲ得候ニ付、此段も添テ入御聞置候也、

それに対する史料三十九の松方内務卿からの書簡に、公使の謝礼の言葉が述べられている。

史料三十九 仏国公使接待に付松方正義より親書

(明九二六—四三)

去一日附之御華翰拝読仕候、益御清適奉賀候、陳者過般仏国公使一行其県下各所遊覽之為罷越候節、貴官之厚御接待ヲ得、諸事都合宜、快楽ヲ極候ニ付、御序之際可然埼玉県令へ御通知相成度趣、本日該仏国公使より態々一等書記官ヲ以テ申入候、右は貴官之御取扱方之儀ニ付、尤モ御注意被下候段、彼是多幸之至ニ存候、先は右御通知申上度候、早々敬具

十四年二月四日

松方内務卿

白根埼玉県令殿

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

二回目の来皇は同年十月で、はつきりと、遊獵が目的とされている。規定で定められた一般の遊獵期間は十月十五日から四月十四日までで、免許状は警視庁か県へ手数料を払えば入手することができた。免許を得ても、外国人は遊歩規程区域を越えて撃つてはならない規則であったが、ロケット仏国公使は特別に、区域外の桶川周辺での獵を許されている。白根県令宛の公使の手紙の文面には、遊獵開始前日の十月十四日に桶川に泊り、翌日からの雉子などの鳥獵を待望している様子が窺われる。

公使の接遇について、前回同様、松方内務卿が親書(史料四十一)(写真3)を寄せている。

史料四十 仏国公使遊獵に付道路状況等照会

(明九二六—四五)

一輪啓上致候、愈御清適被為在奉大賀候、今年モ不日遊獵期ニ相成候ニ付、来ル金曜日即十四日貴県下桶川江罷越止宿之上、其近傍遊獵可仕所存有之、依而同日於浦和御面晤ノ上、先般来度々御高配ニ預候段鳴謝可仕候、將又桶川迄馬車ニ而可罷越心得ニ有之候、然二道路差支之ケ所無之哉、又同所近傍ニハ既ニ雉子其他ノ鳥類多少相見候趣候哉、乍御手数否至急御示諭被下度候、書外拝顔之節万々可申述候、敬具

明治十四年十月十日

仏国特命全權公使、ドロケット

埼玉県令閣下

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

史料四十一 仏国公使接遇依頼に付松方正義親書

(明九二六―四五)

爾後益御多祥奉賀候、陳者今般仏国全権公使ロケット氏其県為遊覧罷越候二付、兼而先例モ有之候通り、諸事不都合無之様御取扱有之度、此段申進候也

十四年十月十一日

松方内務卿

白根埼玉県令殿

県側は、県令及び書記官が御還幸のため陸羽街道へ出張中で、三等属村田讓吉が、桶川までの道路の馬車通行に支障がない旨回答し、一方で、白根県令に手紙を回送するなど、慌しく対応した。

史料四十二 仏国公使へ道路状況等回答案伺

(明九二六―四五)

仏国特命全権公使へ回答案伺

本月十日附県令江之尊翰披見仕候処、来ル金曜日、即チ十四日、遊獵トシテ御来臨、県下桶川宿へ御止宿之趣、承知仕候、然ルニ本日還幸ニ付、県令及び書記官共陸羽街道へ出張罷在候間、御回報之儀ハ自然遅延ニ可及候、此段宜御了承被下度、尤馬車ニ而道路差支等ハ一切無之候、右段申置候、敬具

明治十四年十月十一日

埼玉県

仏国特命全権公使執事申中

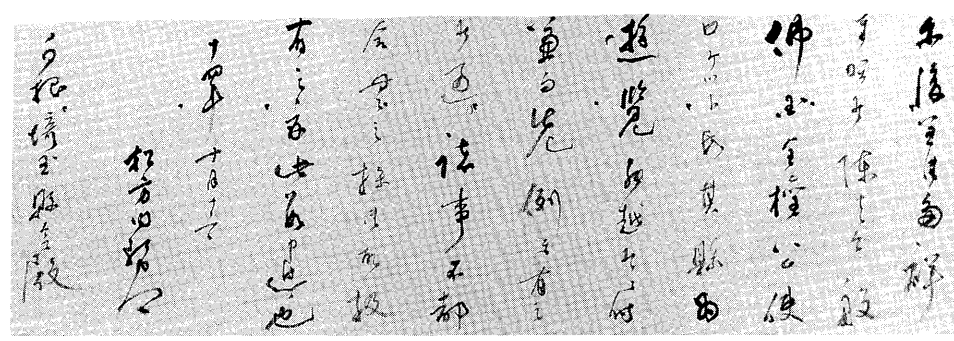


写真3 ロケット仏国公使接遇依頼に付松方正義親書 (史料41)

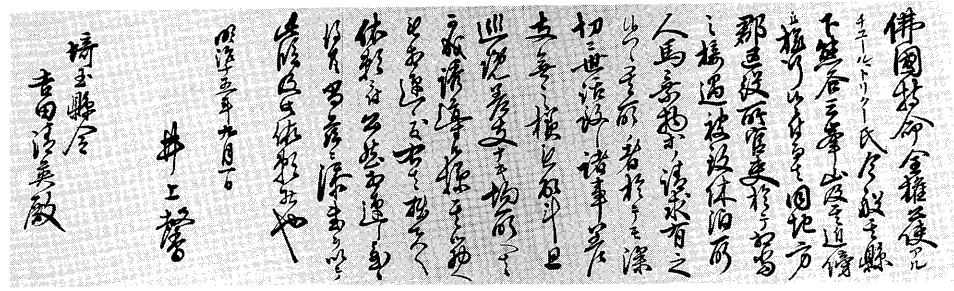


写真4 トリクー仏国公使旅行接遇依頼に付井上馨親書 (史料48)

史料四十三 出張中白根県令へ仏国公使書簡回送書

(明九二六―四五)

拜啓、陳者仏国全権公使下ロケット君より別紙ノ通書翰到来之
処、閣下及書記官殿共御還幸ニ付、陸羽道御出張御不在、且先
般關係致す警察本署員も悉皆右件ニ而出払、差向当惑仕候間、
不取敢別紙乙印ノ通回答書差出置候、本日ハ書記官殿御帰県ニ
可相成候間、経伺ノ上何分ノ取計可仕候得共、来ル十四日来臨
閣下へ面晤云々ノ文言も有之候間、本書御回し申し候、閣下
着ノ上ハ、書記官殿又ハ別人ヲシテ御不在ノ趣陳述致し、可然
儀ト相考候得共、万一府下御滞在ニ付公使江御挨拶等ノ事御取
計ニ可相成も難計候間、前件之次第陳述仕候、頓首

明治十四年十月十二日

村田讓吉

白根令公閣下

アペール (Georges Appert) [司法省雇私人教師]

明治二十年十二月、司法省の御雇法学教師アペールも遊獵に訪れ
た。

パリ大学の法学博士アペールは、十二年に来日した。滞在は八年
にわたり、その間、司法省法学校などで教鞭をとり、フランス法を
教授、日本の法教育に尽力した。また、日本の法律制度の研究や日
本文化の紹介もしている。

来県・遊獵に際し、司法大臣山田顕義から親書が寄せられている。

史料四十四 アペール遊獵依頼に付山田顕義親書

(明九二六―五二)

当省雇仏国人アツペール氏儀、明廿五日より休暇中御管内へ遊
獵罷越度旨申出候間、御管内通行之節ハ其便利ヲ与ヘラレ、諸
事不都合無之様御取計有之度、及御依頼候也

十二月廿四日

山田顕義

吉田埼玉県知事殿

これを受けて県は翌日、郡長と警察署長、同分署長宛に、親展の
達を出している。

史料四十五 司法省雇私人アペール遊獵に付達案

(明九二六―五二)

親展

司法省雇仏国人アツペール氏儀、本日ヨリ休暇中、当管内へ遊
獵罷越度旨申出候間、通行之節ハ其便利ヲ与ヘラレ度旨、山田
司法省大臣ヨリ知事へ依頼申来り候条、諸事不都合無之様御取
計有之度、命ニ依り、此段及御依頼候也

十二月二十五日

笹田書記官

各郡長

各警察署長

各警察分署長宛

明治前期埼玉の外国人に関する史料について―埼玉県外事関係行政文書を中心に―

この時期、県官に依頼して便宜を図ってもらい内地で遊獵する外国人が増え、政府は、「公使は一般人民とは違う特別扱い」であり、一般の外国人はみだりに内地で遊獵しないよう改めて達を出している。

述のデンマーク国総領事バビエーである。

仏国書記官カステルのこの旅行は、トリクー公使の三峰旅行と関連があるのだろうか。

(九) トリクー仏国公使の秩父三峰旅行

秩父の三峰神社には、明治はじめに何人も外国人が訪れている。神社の日々の出来事を記した『三峰神社日鑑』（三峰神社所蔵）に、外国人登山者が記録されているので、簡単に追ってみよう。

明治十一年七月二十九日に、「ナウマン象」で有名な東京大学のドイツ人地質学者ナウマン (Edmund Naumann) が訪れ、一泊している。ナウマンは、七月十六日から六十日余りにわたる信濃・甲斐・相模の三国を巡回する地質調査を、秩父から実施したのである。

また、同年十二月三十日には、東京大学予備門英語教師イギリス人フエントン (Montagu Fenton) が学生達と登山し、翌日下山している。フエントン達は、十二月二十六日から、往復十三日間で、秩父・川越・信州諏訪を訪れた。

明治十三年の夏、七月十六日には、東京大学法学教師アメリカ人テリー (Henry Taylor Terry) が登山し、やはり、一泊している。

さて、明治十五年八月十六日、トリクー仏国公使来県の三週間前、二人の外国人が三峰神社に日帰り登山した。仏国書記官のカステル (U de Viel Castel) と、明治三年に岸村で滞留事件を起こした前

トリクー (Arthur Tricou) 「仏国特命全権公使」

ロケット氏の後任のアルチュール・トリクー仏国公使は、明治十五年九月に来県し、約二週間にわたり熊谷から秩父地方を旅行した。トリクー公使の来県時の文書が残されているので見ていこう。九月一日に郵便で届いた史料四十六は、外務書記官より公使の来県を知らせる文書である。旅行の目的については、特に触れられていない。

史料四十六 トリクー仏国公使熊谷近傍旅行に付照会

(明九二六—四六)

仏国特命全権公使アルチュール、トリクー、氏今般其県下熊谷及其近傍へ旅行候ニ付而は、同地方ニ於テ休泊所等ノ請求有之候半ニ差支無之様被取計度、且巡覽差支ナキ場所へは、可成誘導相成候様、其筋へ御達有之度、此段同公使依頼ニ因リ及御照会候也

明治十五年八月三十一日

外務書記官

埼玉県令吉田清英殿

史料四十七によると、公使は九月五日の十一時に熊谷に到着している。明治十五年には、日本鉄道はまだ熊谷まで開通していない。公使は浦和の県庁には寄らず、中山道を馬車で直接熊谷へ直行したようである。

史料四十七 仏国公使より親書送呈に付進達

(明九二六―四六)

仏国全權特命公使アルチュルトリクー氏、本日午前十一時、当熊谷駅清水藤左衛門方へ着、同家ニ於テ昼食ヲ為シ、午后一時頃ヨリ秩父郡へ向ヒ出發相成候、其節別封送呈方依頼有之候ニ付、則進達仕候也

熊谷警察署長警部竹部斌

明治十五年九月五日

埼玉県令吉田清英殿

県令宛に送呈された別封とは、史料四十八(写真4)の井上馨の親書を指している。親書は事前に県庁へ郵送されたのではなく、トリクー公使自身が直接熊谷に持参し、浦和にいる県令に手渡ししてくれるよう、熊谷警察署長に託した模様である。旅行の目的については、やはり、「県下熊谷・三峰山其近傍江旅行」とのみある。

史料四十八 仏国公使旅行接遇依頼に付井上馨親書

(明九二六―四六)

仏国特命全權公使アルチュール、トリクー氏、今般貴県下熊谷・三峰山其近傍江旅行候ニ付而は、同地方郡区役所官吏於テ、相当之接遇被致、休泊所・人馬・乗物等ノ請求有之候ハ、其所ノ者於テモ深切ニ世話致し、諸事差支無之様被取計、且巡覽支ナキ場所へは、可成誘導候様、其筋へ被相達度、右は拙者へ依頼ニ付、公然相達し置候得共、尚茲ニ添書ヲ以テ此段及御依頼候也

明治十五年九月一日

井上馨

埼玉県令吉田清英殿

昼食後、秩父へは荒川溪谷を人力車で旅したと推測される。三週間前に三峰登山したカステルが、道案内をしたのだろうか。『三峰神社日鑑』によれば天気は半晴で、一行は秋色の両神山や秩父連山を仰ぎながら、寄居へ向かったことであろう。

公使はその後、九月七日に三峰神社に登山している。『三峯神社日鑑 明治十五年』から、公使一行の行動を追ってみよう。

九月六日付の秩父郡役所から三峰村戸長役場への先触れによると、一行は仏国全權特命公使アルチュール・トリクー、同国書記官コント・ユルリック・ヴヒユル・カステル、同国領事館録事ラル

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

七八

イー (Paul Larrowy) 外属員四名である。本日午前六時に寄居町を出発し、大宮郷で休み、三峯社に泊る予定とある。

史料四十九 三峰神社日鑑 明治十五年九月七日～十六日

(三峰神社日鑑 明治十五年)

同七日 快晴

一、末社諏訪神社祭礼二付、広庭ニおゐて獅子舞彫有之候事

一、郡役所達書先触左記

仏国全権公使 アルチユールトリク

同国書記官 コント、ユルリック、ヴヒユル、カステル

同国領事館録事 ラルイー

外属員四名

右三人員、本日午前第六時、寄居町出発、大宮郷休昼、三峰

社泊りニ出張候趣ニ付、不都合無之様可取計、為念此段相達

候事

九月六日

秩父郡役所

三峰郷戸長役場

一、埼玉県大宮郷警察署詰監督長代理巡查野重遠、并巡查

馬々佐太郎、同中郵栄太郎登山、外式名

一、外国人三名、通弁三員、料理人老名登山

一、古川久蔵帰山 一、木邨平十郎登山

九月八日、半晴

一、諏訪神社祭典之事、獅子舞有之前

一、浅香竹蔵・山中金吾・沢登半七登山

一、高橋八五郎御暇願実家行

一、外国保護巡查式名下山

九月九日、降雨

一、木邨平十郎・浅香竹蔵・沢登半七・山中金吾下山

一、千嶋六郎二登山

同十日、雨降

一、木部勝五郎熊谷より鴻巣行

一、御神殿裏仮宮新築二付、御遷宮之事

一、千嶋六郎二下山

一、常例御焚上御祈祷之事

同十一日、雨降ル

一、定日勘定候也

一、月並支局小祭典之事

一、外国保護巡查交代之事

一、山林局官員三名登山

九月十二日、半晴

一、木邨新太郎私用二付薬師堂迄行

一、山林局官吏三名下山

一、千嶋彦太郎社用二付落合江行

一、髪結善吉帰山

同十三日、降雨

一、千嶋彦太郎帰社

一、外国公使用二付、高野良助熊谷迄差立候事

同十四日、大雨

一、外国公使用二付、村方伝蔵大宮迄遣ス

一、軍談師一竜斎貞勢登山

第九月十五日、更快晴

一、月並祭典執行之事

一、清水政吉学事用二付大宮行

一、薄平泰順・宮川誠丸同道帰山

同十六日、半晴

一、外国人三名・通弁一同并巡回査員一統下山二付、村人足拾

八員坂口迄送り、内四人大宮迄遣し候事

一、木邨新太郎帰社

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

七日から十六日までと、十日間の長い滞在になったのは、降り続く雨で足止めさせられたのであるうか。途中で人を熊谷や秩父に遣し、予定を変更した可能性もある。この長い逗留期間中、何をしたい。十五日は久しぶりに快晴となり、次の十六日、一行は下山した。

史料五十の郡役所の上申書によれば、公使は、下山したその日に秩父郡大宮学校（秩父第一小学校の前身）へ立寄り、授業を參觀している。大宮学校は明治六年の大宮大火のために焼け、仮校舎を経て、明治十三年に秩父神社境内に新築移転し、授業が続けられていた。トリクー公使は母国フランスと同じ教授法の算術の授業を見て感激し、教育方針等について懇談した。その際、学費として、金百円を寄付した。

史料五十 仏国公使金円寄付に付上申

(明九二六一四七)

仏国特命全権公使金円寄付ノ義ニ付上申

今般仏国特命全権公使アルチュル、トリクー殿、本月十六日本郡大宮郷通行ノ際、大宮学校ニ立寄り、授業其他ノ現況ヲ一覽シ、該校将来教育上ノ義ニ付懇々談話ノ上、即座金百円寄付セラレ候段、学区学務委員ヨリ申出候条、内国人ト異ナリ候義ニ付、為念此段上申仕置候也

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

八〇

明治十五年九月廿一日

郡長伊藤栄代理

秩父郡書記吉野敬忠

埼玉県令吉田清英殿

これに対し、県では外務省経由で公使に感謝状を送った。

史料五十一 金円寄付に付埼玉県から仏国公使へ謝状案

(明九二六—四七)

特命全権公使へ御謝状案

寸楮啓呈、秋冷之候、尊殿倍御精康奉賀候、陳者、本月九月中
当県秩父郡大宮郷御通行之際、同小学校江御臨祝ヲ以、教育之
方針等縷々御開示之上、学費トシテ金百円御恵与相成、恭ク拝
受ノ趣、同郡長より申出、御厚意之段拙官ニ於テモ感佩不少候、
右謝辞申述度、筆路如此候也

明治十五年十月

埼玉県令吉田清英

仏国特命全権公使アルチユル、トリクラー閣下

その後、大宮学校では、この公使の寄付を基金に寄付を募り、フ
ランス式の洋風校舎を新築していくことになる。秩父事件直後の明
治十七年の十二月に竣工、十八年に完成している。この校舎は、そ
の後、秩父市立秩父図書館となり、現在は、秩父市立民俗博物館と

して保存されている。³⁵⁾

カステル (U de Viel Castel) [仏国書記官]

県には文書が残っていないが、『三峰神社日鑑 明治十五年』に、
二件の行政文書が写されている。トリクラー公使に同行した仏国書記
官コント・ユリリック・ヴィユル・カステルに関するものである。

史料五十二 仏人希望の三峰神社襖売却に付照会

(三峰神社日鑑 明治十五年)

貴村方三峰社へ仏人コント、ド、カステル氏出張ノ節、同社処
有二係ル山水画ノ襖式枚一見シタル俟、只管懇望ニ付、相当代
価ヲ以テ譲受度旨、別紙写ノ通り、博物館山高信離ヨリ依頼越
候趣ヲ以テ、本県庶務課長ヨリ照会越候条、右売渡之成否取糺
否至急可申出、此段相達候事

明治十五年十月廿四日

秩父郡役所

三峰村戸長役場

貴県下武蔵国秩父郡三峰山別当所ニ有之候山水画ノ襖四枚、仏
人コント、ト、カステル氏該地ニ於テ一見イタシ、譲受之儀懇
望候処、初メ諾シテ、翌朝ニ至リ謝絶候趣、右は該所ノ什宝ニ
モ有之故、売渡シ相成兼候義ニ候哉、若シ什宝ニ無之、他ノモ
ノヲ以テ代エルコトヲ得ル義ニ候ハ、襖之俵相当代価ヲ以テ

讓請度ニ付、其筋へ問合呉候様、依頼有之候間、乍御手数右壳渡之成否ト、壳渡シ相成候ハ、其代価等御取調御申越有之度、此段及御依頼候也

明治十五年十月十六日

博物館山高信離

埼玉県令吉田清英殿

史料五十三 仏人へ三峰神社什宝壳却断に付回答

(三峰神社日鑑 明治十五年)

御答書

秩父郡三峰邸

仏人コント、ド、カステル氏過般本村三峰神社へ宿泊之際、兼テ同社ニ備有之候什宝之内、金襖拾式枚一覽之上、悉ク懇望被致、是非トモ譲り受度旨ニ付、則村吏・氏子・神官一同集議ヲ解ケ、更ニ相断り候へ共、尚亦今般右品相当代価ヲ以払請度趣、御達相成候へ共、前頭之通神社什器ニ付、何程之代価ニ候トモ、渺壳却仕兼候間、何卒以御檢察宜敷御通達有之度、此段御報奉申上候也

十五年十月

三峰神社祠掌近藤祐信

右氏子代表

右村戸長千鳥

郡長殿

カステルは、三峰神社に滞在中、什宝の金襖十二枚を一覧して、是非譲つて欲しいと懇望したが、村吏・氏子・神官の協議により断わられた。すると、一ヶ月後の十月十六日付で、博物館の山高信離から、県に照会の文書が送られてきた。若き日に横須賀製鉄所の伝習所でフランス語を学んだ博物館の山高信離は、世界各国の博覧会を回り、フランスとの関わりも深かった。自身も南画に優れており、この件もカステルに依頼されている。

再度の懇望だったが、三峰神社では、襖が什宝のため、再びはつきりと断っている。

なぜ、カステル氏は襖をこれほど懇望したのか、また、トリクーク使一行の三峯神社登山の目的は何だったのかを示す文書が、国立公文書館所蔵の『公文録』の叙勲関係文書に残っている。

史料五十四 カステルほか叙勲に付具申

(公文録^⑤)

仏国文部省大輔兼美術省大輔美術長ロジエロット氏ハ、国会ニ於テ威勢ヲ有スル委員ニシテ、文部省^(美術)省術省兩省卿兼宰相ジュール、フェリー氏之推薦ニ因リ、現ニ其重職ヲ負フ者ニ有之、又美術省総務局書記官長ロジエ、バリュエー氏并美術省内国博物館副長オルリー氏ハ共ニ文部省ニ於テ高等ノ位置ヲ占メ候者ニ有之、又同国人ル、コント、ユルリク、ド、ヴェル、カステル氏ハ同国美術卿ヨリ我国美術研究之委任ヲ受ケ、内地神社仏閣

二蔵書スル美術ニ関スル物品一覽之為メ、昨夏来航候処、右ハ
仏日兩國間有益不尠儀ニ付、研究上特別之便宜ヲ与へ候儀ニ有
之、就テハ今般我農商務権大書記官山高信離へ仏国政府ヨリレ
シヨン、ドンノール勲章ノコンマンドルニ昇叙寄贈有之候ニ付、

れ、カステルがその留守中代理公使を務めている。次の史料は、清
国出發にあつて、トリクー公使から井上外務卿に宛てた書簡と、
それに対する公信局長の付紙である。

其報酬之意ヲ含セラレ、ロジエロット氏ハ三等、バリユ、オ
ルリー両氏へ四等、カステル氏六等勲章叙賜相成候様致度、尤
彼ヨリハ一人ニ寄贈シ、我ヨリ四名ニ賜与相成候ハ權衡平均ヲ

史料五十五 カステル代理公使任命に付外務省へトリクー氏書簡
(外交史料館6・1・8—4—14)

得ス候得共、別底互相交換ヲ要シ候趣ハ、既ニ公使トリクー氏
へ談シ置候儀ニ付、何分之御評議ヲ以テ前陳之如ク、四名へ叙
勲被仰出度、此段具申候也

明治十六年五月十八日

井上外務卿閣下

トリクー

賞勲局総裁三条実美殿
外務省井上馨

以書簡致啓上候、陳者拙者特派公使之格ヲ以テ清国行被命候ニ
付、本日廿日乗船北京へ向ケ出發致候間、右様御承知相成度候、
就テハコント、ド、ヴヒエル、カステル氏ヲ貴政府之下ニ駐劄
セシムルヘキ様、本国政府ヨリ拙者へ下命有之候条、拙者ト同
様不相更御愛眷被成下度致希望候、敬具

(付紙)

公信局長

カステルは二等書記官の身分だが、仏国美術省の派出員で、日本
の神社・仏閣の美術品の所蔵調査のために来日した美術専門家であ
つた。

カステルが単独で三峰神社を訪れた後、直に九月にトリクー仏国
公使と共に再訪したのは、美術品調査をより円滑に進めたかつたた
めではないか。トリクー公使一行の三峰神社への旅行の主要な目的
は、神社所蔵の美術品の調査であつたと推測される。
(補遺)

カステル氏ハ単ニ貴政府ノ下ニ駐劄スルノミニシテ其使臣ノ資
格ヲ明記無之候得共、貴政府トアレド貴コート々々比スレバ義
アルモノナレバ、即チ代理公使ト認メ可然哉、回答ニ差支候間、
至急御裁決可成候事

その後、トリクー公使は、明治十六年五月二十日に清国へ派遣さ

カステルが公使として資格があるかどうか、日本政府側に戸惑い
があつたことが窺われる史料である。しかし、カステルは、トリクー

公使不在の間、代理公使として条約交渉等の任を務め、十月に再び叙勲されている。

明治十八年三月、カステルは家事の都合により、美術省を辞し、帰国の途に着いた。

(十) 官報に掲載される通行情報

明治十六年七月から『官報』が刊行されるようになった。今まで達によっていた外交使節や外国人官員の旅程や動向は、『官報』の「官庁彙報」や「宮廷録事」の欄でも取り扱われるようになった。県でも官報を参考に行っていることが、次の史料五十六からわかる。

アルベルト殿下 (Johann Albrecht) 「独逸連邦メックレンブルヒ国第三公子」

史料五十六 アルベルト殿下通行に付外務省へ照会案

(明九二六一四八)

外務省書記官へ照会案伺

庶務第八十一号

独逸聯邦メックレンブルヒデヨンアルヘルト殿下管下通行之際、取扱方ノ儀ニ付、昨九日電信ヲ以御達之趣承知、右神戸発及ヒ管下之到着ノ時日ハ大概官報ニ記載可相成事トハ想像致シ居候得共、若御省ニ於テ予メ御承知ノ儀モ有之候ハ、其旨御

報知被下度、此段及御依願候也

明治十六年八月十日

外務省書記官殿

埼玉県令吉田清英

実際に官報の「官庁彙報」や「宮廷録事」の欄から、アルベルト殿下の旅程を追ってみよう。

明治十六年八月七日に、「独逸聯邦大公国メックレンブルヒノ第三公子ジョーン、アルベルト殿下ノ一行本月三日午後九時高砂丸ニテ当港へ着シ同日同船ニテ発港セラル、旨長崎県ヨリ電報アリタリ、同殿下東京着ノ上ハ三田網町蜂須賀留邸ヲ旅館ニ充ツル筈ナリ」とある。八月九日、汽車で大阪へ。八月十一日、奈良で法隆寺を見学し一泊、京都へ。二十三日、東京に着。

そして、九月十二日に、「デヨンアルベルト殿下ハ日光遊覧ノタメ本日午前六時当地を出発セラルル」とあり、この日に埼玉県を通行したと推測される。その後、宮中に告別のため参内し、十月六日に米国郵船で米国へ向け出発していった。

このように明治十六年以降は、『官報』からも、外国人の動向を知ることができる。

まとめ

以上、主要な史料を個別に紹介したが、全体の傾向について概観
明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

埼玉県行政文書にみる明治前期県内通行外国人一覽表

No	通過月日	人名	原籍	国籍	身分・職業	目的	旅行先	簿冊・件名番号
1	3. 8. 15	ハバエー	E. de Bavier	丁	総領事	—	新潟	明治926-2
2	4. 2. 21	—	—	丁	領事官	—	新潟	明治926-2
3	4. 6. 20	—	—	—	大学南校教師	暑中休暇	日光・富士山・熱海	明治926-3
4	4. 11. 15	ブリエーチ	Brunat, P.	仏	勸業寮雇書調製糸場技師	—	富岡	明治926-5
5	5. 4. 9	エンズレイ	Enslie, J. J.	英	新潟領事	赴任	新潟	明治926-6
6	5. 6. 12-	マイヨ	Millot, H. X.	仏	南校物理教師	暑中休暇	日光・熱海	明治926-7・明47
7	5. 6. 12-	フォンブーヌ	Fontaine, G.	仏	南校仏語教師	暑中休暇	日光・熱海	明治926-7・明47
8	5. 6. 12-	クニツピソグ	Knipping, E.	独	南校独語教師	暑中休暇	日光	明治926-7・明47
9	5. 6. 12-	レビシエ	Lepissier, E.	仏	南校数学教師	暑中休暇	日光・富士山	明治926-7・明47
10	5. 6. 12-	ホワイヤーーク	Whymark	英	南校英語教師	暑中休暇	日光・富士山	明治926-7・明47
11	5. 6. 12-	シェンク	Schenk, K.	独	南校独語教師	暑中休暇	日光・富士山	明治926-7・明47
12	5. 6. 12-	メージャー	Major, A.	英	南校英語教師	暑中休暇	日光・富士山	明治926-7・明47
13	5. 6. 12-	グーベール	Goupil	仏	南校仏語教師	暑中休暇	日光・富士山	明治926-7・明47
14	5. 6. 12-	グリフィス	Griffiths, W. E.	米	南校物理教師	暑中休暇	箱根・静岡・日光・富士	明治926-7・明47
15	5. 8. 11	ホース	Hawes, A. G. S.	英	海軍省雇教師	暑中休暇	日光	明治926-8
16	6. 7. 20-	シェンク	Schenk, K.	独	開成学校独語教師	暑中休暇	富士山・淺間山	明治81
17	6. 7. 20-	グリフィス	Griffiths, W. E.	米	開成学校物理教師	暑中休暇	北海道・越前・京都	明治81
18	6. 7. 20-	グリフィス, マーギ	Griffiths, M.	米	東京女学校物理教師	暑中休暇	北海道・越前・京都	明治81
19	6. 7. 20-	リッテール	Ritter, H.	独	東京開成学校理化学教師	暑中休暇	箱根・富士山・日光	明治81
20	6. 7. 20-	ウッド	Wood, A.	米	開成学校英語教師	暑中休暇	箱根・日光	明治81
21	6. 7. 22	サバチエー	Savater, P. A. L.	仏	海軍省医師	暑中休暇	日光	明治81
22	6. 8. 4	ホルツ	Holtz, V.	独	開成学校独語教師	暑中休暇	富士・日光	明治81
23	6. 9. 28-	ブスケ	Bousquet, G. H.	米	司法省法律顧問	暑中休暇	東京・中山道・京都	明治81
24	6. 9. 28	アッピジョンズ	Appjohns, G. W.	米	牧羊家	綿羊飼育調査	埼玉県	明治926-12
25	6. 12. 15-	ジョーンズ	Jones, C. W.	英	海軍省雇教師	—	埼玉県	明治926-16
26	6. 12. 15-	コーニンズ	Koning, H. C.	蘭	海軍省雇教師	—	埼玉県	明治926-16
27	7. 3. 8	フランソワ	Fransois	仏	横須賀造船所	—	富岡製糸場	明治138
28	7. 4. 29	ゼフラー	[Jefreith]	英	英国地理協会	友人面会	日光・淺間山・富岡	明治81
29	7. 5. 11	パークス	Parks, Sir H. S.	英	特命全權公使	地理研究	日光・兵庫・京都	明治137
30	7. 5. 25	カンボレヤ	Camproeale	伊	公使館付属	養蚕調査	京都・中山道・東京	明治137
31	7. 5. —	ジュベロート	Jupy de L.	西	公使館書記官	養蚕調査	京都・中山道	明治137
32	7. 7. 6-	ボリミタ	Boimida, G.	伊	養蚕家	養蚕研究	埼玉県	明治137
33	7. 7. 20-	フォンブーヌ	Fontaine, G.	仏	東京開成学校諸業教師	暑中休暇	日光	明治138
34	7. 7. 20-	リュウ	Rieux	仏	東京開成学校文学数学教師	暑中休暇	日光	明治138
35	7. 7. 20-	アンバンク	Unrhank, A. W.	米	東京開成学校教師	暑中休暇	日光	明治138
36	7. 7. 22-	グリーンフエン	Greeven, G. A	独	東京開成学校数学教師	暑中休暇	日光・盛岡・新潟	明治138
37	7. 7. 24-	ジョンストン	Johnston	英	東京開成学校英語教師	暑中休暇	日光	明治138
38	7. 7. 24-	ドニッツ	Donitz, W.	独	東京医学教師	暑中休暇	日光	明治138

No	通過月日	人名	原綴	国名	身分・職業	目的	旅行先	簿冊・件名番号
39	7. 7. 24-	リッヂル	Ritter, H.	独	東京開成学校理化学教師	学科実験	函館・北海道	明138
40	7. 7. 24-	ヒルゲンツドルフ	Hilgendorf, F. F. M.	独	東京外国語学校教師	学科実験	函館・北海道	明138
41	7. 7. 24-	フエンツトフ	Fenton, M.	英	東京外国語学校英語教師	日光	明138	
42	7. 7. 24-	フリーム	[Fream], W. H.	英	東京外国語学校英語教師	暑中休暇	日光	明138
43	7. 7. 24-	フイリツクス	Philips	英	東京外国語学校英語教師	暑中休暇	日光	明138
44	7. 7. 24-	メチニコフ	Mechnikov, L.	魯	東京外国語学校露語教師	暑中休暇	日光	明138
45	7. 7. 25-	ホフマン	Hofmann, T. E.	独	東京医学学校教師	暑中休暇	日光	明138
46	7. 7. 25-	ミュルレル	Muller, L. B. C.	独	東京医学学校教師	暑中休暇	日光	明138
47	7. 7. 25-	マルチヤン	Martin, G.	独	東京医学学校教師	日光	明138	
48	7. 7. 25-	ワイラー	Weiler	独	東京外国語学校英語教師	暑中休暇	北海道	明138
49	7. 7. 25-	クニツピツク	Kniphing, E.	独	東京開成学校	学科実験	小田原・日光・越後等	明138
50	7. 7. 27-	マクリツアル	[Morri]	米	東京外国語学校教師	暑中休暇	埼玉県	明138
51	7. 7. 30-	ムリエ	Mourier, P.	仏	東京外国語学校仏語教師	暑中休暇	宮城県	明138
52	7. 8. 10-	マレー	Murray, D.	米	文部省	暑中休暇	—	明138
53	7. 12. 14-	フアンツドールン	Van Doorn	蘭	内務省土木寮長工師	測量	下江戸川筋松戸村	明137
54	9. 5. 16-	パーケス	Partes, Sir H. S.	英	特命全權公使	—	日光	明926-24
55	9. 8. 8-	ボイル	Boyle, R. V.	英	鉄道寮雇	測量	埼玉県	明926-25
56	9. 8. 10-	フエ	Fe, d'Ostiani, C. A.	伊	特命全權公使	—	日光	明926-26
57	9. 9. —	ギヌ	Guinet, E. E.	仏	宗教家	宗教調査	日光	明926-27
58	9. 9. —	レガメ	Reganey, F.	仏	画工	宗教調査	日光・中山道・東京	明926-27
59	9. 9. 25-	フェルソン	Fe, d'O. C. A.	仏	特命全權公使	宗教調査	日光	明926-28
60	10. 7. 27-	ベルソン	Berson, G. F. A.	仏	東大理学部教授	地理鉱山調査	下野・越後・信濃・武蔵	明926-30
61	10. 8. 13	ブイゼンツツヘル	Bisendecher, K. von	独	弁理公使	—	日光	明926-32
62	10. 9. 13	ピンガム	Bingham, J. A. E.	米	特命全權公使	—	日光	明926-33
63	10. 9. 1	バルボラニー	Barbolani, U.	伊	特命全權公使	—	日光	明926-34
64	12. 7. 17-	グラント	Grant, U. S.	米	前大統領	—	日光	明1507-31
65	14. 1. 28	ロケツト	Roquette, G. de	仏	特命全權公使	遊覧	浦和・大宮・鴻巣・桶川	明926-43
66	14. 10. 14	ロケツト	Roquette, G. de	仏	特命全權公使	遊覧	桶川	明926-45
67	15. 9. 5-	トリコウ	Tricon, A.	仏	特命全權公使	三峯山旅行	熊谷・秩父	明926-46・47
68	16. 9. 12	アルベルト殿下	Alberecht, J.	独	メルクレンブルク国公子	—	長崎・神戸・京都・日光	明926-48
69	20. 12. 10-	伝雲龍	—	清	清国遊歴官兵部郎中	—	—	明926-50
70	20. 12. 25	アペール	Appert, V. G.	仏	司法省雇法律顧問	遊覧	埼玉県	明926-51

○主として、埼玉県行政文書「明治3年～28年 外事(外国人)」(明治926)及び「官省誌」から明治20年までを対象として作成した。随行者については省略した。
○以下の資料を参考にした。なお、人名のカタカナ表記は『資料御雇外国人』による。

- 『資料御雇外国人』 ユネスコ東アジア文化センター編 小学館 昭和50
『来日西洋人名事典』 武内博編著 日外アソシエーツ 昭和58
『幕末の駐日外交官・領事官』 川崎晴朗著 雄松堂出版 昭和63
『The Chronicle & Directory for China, Japan, & the Philippines』 Daily Press

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

したい。

前表に、「明九二六」と「官省誌」の外国人通行記録を、通行（予定）月日・人名・原綴・国名・身分（職業）・目的・旅行先についてまとめてみた。

No 1、2、29、54、56、59、61、67は、条約による特権で、国内旅行の制限がない公使や領事の通行である。彼らの多くは、陸羽街道を通り日光へ向っている。

表の3、4、6、23、25、27、33、53、55、60、70は、各省の御雇外国人である。彼らは、政府が発行した「免状」を持参して、用務先や保養地へ旅行した。調査のための出張も多く、本県の外事以外の行政文書中にも、御雇外国人の出張の史料が散見される。調査や作業に支障がないように、県内に達も出されていた。

そのほか、民間人が公使の紹介等で、外務省から特別に許可を取り、政府関係者に準じて調査や旅行を行っている場合もある。

以上に見るように、県に残された外国人通行の記録は、国から県に対し何らかの達が出された「政府関係の外国人」に限られている。

次に、明治七年の「官省誌」と「明九二六」の通行記録を比較してみよう。「官省誌」の通行記録のほとんどが、「明九二六」には見当たらない。このことは、一般的な通行記録は、ほとんど廃棄されたことを示している。県にとって重要な意味を持つと判断された公使をはじめとする政府関係要人の通行記録だけが、第一種の永年保存文書として「明九二六」の外事の簿冊に残されている。

また、明治七、八年に整備された旅行規則に基づいて、「健康保全」

「学術調査」を名目とし、「外国人旅行免状」を取得して内地を旅行した多くの外国人がいたわけだが、達が出されない限り、県に残された外事の行政文書から追うことはできない。

イザベラ・バード、シルベスター・モース、アーネスト・サトウなど、その旅行記から埼玉県での足跡が知れる人々も、県の外事の行政文書からはたどることができない。

結論として、本表は明治前期に埼玉県を通行した外国人の一部であり、実際に通行した外国人の総リストを作成するためには、本表に、国に残る内地旅行関係書類や、県内の旅館や戸長などの諸家に残る記録、外国人が書き残した旅行記などを広く探して加え、再構成していく必要がある。

三 外国人との事件をめぐって

「明九二六」の中に、外国人との事件を扱った文書が二件ある。小さな事件だが、一連の文書が残されており、領事館や居留地の管轄庁などを經由する外事関係文書の流れがよくわかるので、紹介したい。

ウォートルス兄弟 (Walters) 「工部省雇英人技師」

明治七年に下戸田（現戸田市）で、御雇外国人との間に起きた積木代金の支払いをめぐる事件である。

明治四年十一月、現在の埼玉県域に、埼玉県と入間県が誕生した。荒川右岸側は入間県（明治六年六月から九年八月までは熊谷県）で、外国人の遊歩区域があった。荒川上流へ遡り、現在の川越市まで、そこから西へ向かい、現在の入間市を通って多摩川までの地域が、東京在留外国人が免状なしで、自由に散策できる遊歩区域だった。それに対し、川を挟んでの埼玉県側は、旅行免状がなければ外国人が立ち入れない内地（遊歩区域外）だった。しかし、地理に不案内な外国人は、荒川を蒸気船で遡り、左右の岸に区別なく上陸し、鳥猟を行った。

猟期はこの史料の明治六、七年には十二月一日から翌三月末までであり、免許は手数料を払えば入手できた。但し、外国人の免許取得者は、遊歩規定区域を越えて撃つてはならない規則があった。県南部の荒川沿いでは、左岸の遊歩区域外の埼玉県側で狩猟を行う外国人が跡を絶たず、農作業に危険を感じる農民からの苦情が絶えなかった。史料五十七に当時の状況を見てみよう。

史料五十七 埼玉県内における外国人鳥獣獵被害に付上申控

(明八一)

外国人鳥獣獵之儀ニ付申上

今般鳥獣獵免許取締之規則御頒布相成候ニ就而ハ、当県管内之地理熟考仕候処、南北十余里、東西十里ニ滴タス、極テ平坦之地ニテ、中ニ林・藪・溝渠又ハ不毛之地モ有之候得共、惣而狹

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

少ニ而、小銃ト雖モ、彈丸流送患害無之地ハ稀ニ而、多クハ其近傍ニ人家又ハ通路等有之、前年中モ砲發之儀ニ付而ハ往々過誤モ有之候儀ニ付、管内一般砲發禁止可仕候、右ニ付而ハ昨年中、東京又ハ横浜在留之外国人屢管内ヲ遊歩シ、足立郡村々或ハ荒川縁等ニ而鳥獵の為メ發砲致シ、村民トモ田園作業之近側ヲ送散シ、往々苦情申立候ニ付、右之次第、再応御省江申立、厚キ御交際上之義ニ付、不都合之取計ハ不致候トモ、外国人参向砲發致シ候ハ、官員出張相断候様、御届致置候儀ニ付、今後之処ハ御頒布之御規則ニ照準シ、夫々取計候様可仕、此段奉伺候、以上

明治六年二月三日

令・参事御連署

外務卿副島種臣殿

本日大庭大属持参候処、伺之通御頒布之規則ニ照準、御取計可然由、宮本権少録より口達ヲ以申聞ニ付、何トカ御付紙相成度申入候処、左之通下江小サキ付紙ヲ以、伺書同人より相渡候事

(朱書・付紙)

銃獵規則之義、各国公使へ報知ニ及置候得共、未回報無之候、依而其含ニ而御取計可被成候

各国公使側は、なかなか日本側の「鳥獣獵免許取締規則」に罰則

面などで同意せず、足並みが揃わなかった。付紙にその事情が垣間見える。

下戸田の農民は、常日頃、危険な遊獵をする外国人に対して、不満を抱いていたのである。

史料五十八は当事者武内八郎右衛門から県に出された事件の様子を記した書付である。

史料五十八 外国人代金未払に付上申

(明九二六—一八)

以書付奉願上候

第式十三区足立郡下戸田村

保長 武内八郎右衛門

右武内八郎右衛門奉申上候、一昨二十九日外国人八名蒸氣船式艘江乗込、私居宅脇江着岸之上、近傍所々遊獵帰りの砌、私方所持積木持運候段承知仕候間、早速罷越見届候所、三十一把積込有之候ニ付、始末尋問致し候所、右積木売呉候様申ニ付、金壹円ニ付十九把之割ニテ売却可致旨申談候処、承知之旨ニテ代金ハ別紙書付之所へ請取として可罷越旨申之候へ共、右ハ洋字ニテ居所相分兼候間、其段申談候所、日本役員江問合可申旨申之、当惑之あまり右始末乗込居候備舟頭体之者江相頼候処、其者より一応申談呉候へ共不聞入、其俣出帆仕候間、此段御届奉

申上候、何卒右事情其御筋へ御懸合之上、右積木代金私方へ償却相成候様、被 仰付度奉願上候、已上

明治七年三月三十一日

右 武内八郎右衛門

埼玉県権令白根多助殿

差添人保長 金子次郎五郎

遊獵期間がもうあと三日という三月二十九日、外国人が八人、蒸氣船で川を遡り、川縁で遊獵を行った。その帰りがけに勝手に積木を船に積込んでしまった。言葉が通じず、渡された書付も横文字で意味が分からず、途方にくれた現場の様子が述べられている。

この件について、埼玉県は外務省へ伺をたてた。

史料五十九 外国人に懸る売買に付外務省へ上申案

(明九二六—一八)

七年四月

庶務課

外国人江懸ル売買一件に付上申

当三月二十九日、外国人八員川蒸氣式艘ニテ、荒川筋当県下武州足立郡下戸田村江着岸上陸、近傍遊獵散步致シ、帰期ニ臨ミ、同村武内八郎右衛門積置候積木蒸氣船へ積込候趣聞込、直ニ立越見届候ニ、全ク同人所持薪ニ相違無之に付、無断積入候始末談示候処、買取度旨相答候ニ因リ、代料等之儀申談候際、代金

ハ別昏書付之所ニ而可相拵込難訳洋書差置、何様遂掛合候而も不取用、終ニ発岸致候由ニ而、別昏之通願出候、右は無断積込、剩価モ不拵去り候段不都合、且素ヨリ僅ノ売却品ニ而数里ヲ往復致候而は、手数而已ナラス還而損失可相成ハ勿論、然ルヲ居留地サ江不分明之次第ニ立到り、愈以憫然之儀に付、則差置候洋書老葉并本人願書相副御届申上候間、右横文ヲ以御取調被下、居留所名面等分明致シ御達被成候ハ、代価ノ義ハ其居留地管轄庁江掛合可申候、就而は以降右体專業横之所業等不致様御達置相願度、旁此段上申仕候、至急何分之御指令被下度候也

月 日

御名

外務卿寺島宗則殿

外務省は、「横文字」の書付から、工部省の御雇外国人「オート」を割り出し、工部省に問合せた。工部省では、職務ではなく一身上のことなので、東京府を通じて東京在留英国領事へ掛合うように、埼玉県に指示した。その際、榎木の数量についても細かく追求している。なお、「武内」は「武田」と誤記されている。

史料六十 外国人代金未払に付工部省へ照会

(明九二六—一八)

其県管下足立郡戸田村江外国人相越遊獵之後、榎木買取代価不相拵立去候義ニ付云々、御申出之趣致承知候、即取調候処、工

明治前期埼玉の外国人に関する史料について—埼玉県外務関係行政文書を中心に—

部省雇ニ而英人オートルスと申者有之候間、同省へ問合候処、此者ニ相違無之趣、乍併右は奉職上之事務関係せず、一身上之事ニ付、工部省ニ而は処分難及候間、東京在留英国領事へ談判、篤と取札候様東京府へ懸合候方可然と存候、依之御差越之別紙返戻、此段回答候也

七年五月九日

外務大少丞

埼玉県権令白根多助殿

追而御差出之書類中、武田八郎右衛門より之願書ニハ榎木三十把と有之、オートルス請取ニハ廿八把と記載有之、依而右請取之概訳文相添返戻候也

記

榎木 廿八把

右榎ニ請取申候也

千八百七十四年三月廿九日

東京切通し オートルス

外務省の指令により、埼玉県は、居留地管轄庁である東京府へ掛合った。

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

九〇

史料六十一 外国人に懸る売買に付東京府へ掛合案

(明九二六—一八)

外国人ニ懸ル売買一件ニ付、東京府へ御掛合案

本年三月二十九日外国人八員川蒸気式艘ニ而、荒川筋管下足立郡下戸田村江着岸上陸、近傍散步致シ、帰期ニ臨ミ、同村武内八郎右衛門積置候榎木無断右船ニ積込候ニ付、代価之儀談示候処、代金ハ別紙書付之所ニ而可相弘証書壹葉差置発岸致候趣

埼玉県は東京府に代金の受取書を添付して回答を出している。

ニ而、代料請取方云々申立候間、居留地之儀外務省江相伺候処、

史料六十三 東京府へ受取送付に付回答案

大少丞ヨリ貴府下寄留之者故、代価之儀ハ御府ニ御掛合之上可

(明九二六—一八)

取計旨回答有之候ニ就いて御取糾相達置候ハ、英人証書ト八

東京府江御回答案

郎右衛門申立ト積数齟齬致し候得共、オートルス差置候横文数丈御取立御差越被成候様致度、依之大小丞ヨリ之回答書写、其他書類相副、此段及御掛合候也

月 日

御名

副、此段及御回答候也

東京府知事大久保一翁殿

月 日

埼玉県

東京府は代金を取り立て、埼玉県に送った。

史料六十二 東京府より榎木代金送付に付回答

(明九二六—一八)

御管下足立郡下戸田村於而英国人エツチオートルス同村武内八郎右衛門薪買入代金取立方之儀ニ付、縷々御申越之趣致承知、

御受書

一、金壹円四十五銭六厘

右は先般外国人遊歩之節売渡候薪代金、書面之通御下渡相成、正奉請取候、依而御受書差上申候、以上

廿三区足立郡下戸田村

明治七年五月三十一日

副戸長 武内藤助

埼玉県権令白根多助殿

副戸長 永井吉右衛門

外国人による水難救助を報告する史料六十四は、埼玉県からの取り調べがあつてはじめて提出された。本人の書面を見てみよう。

史料六十四 外国人水難救助報告

(明九二六―三五)

こうして無事に横木の代金を取り立てることができたのだが、この間二ヶ月が経過している。外国人に関する事件のため、本人、県、外務省、工部省、東京府、英国領事と文書が回り、通常より複雑な処理過程となっていることがよくわかる一件である。

この一連の史料の「H・オートルス」は、工部省鉱山寮副師長の御雇英国人ジョセフ・ハリー・エルネスト・ウォートルス (Joseph Harry Earnest Waters) である。しかし、外交史料館所蔵の文書から、実際に横木を持ち去つたのは、土木寮に雇われていた兄のジョン・アルベルト・ロビンソン・ウォートルス (John Albert Robinson Waters) であると推測される。

フォトラー (Emile Hippolite Eugene Fautrat) [海軍省雇人技師]

明治十年、川口町の成瀬吉兵衛は横須賀の造船所見物に出かけた。当時、横浜の居留地や横須賀の造船所へは、埼玉から見物に出かける人も多かった。横須賀は横浜から汽船で行くことができ、所要時間は一時間四十五分、一日に四度の便があつた。造船所を見学するには、門前で申請すれば許可された。

以書面ヲ奉申上候

第廿三区足立郡川口町百五拾式番屋敷居住

成瀬吉兵衛

奉申上候、私義相州三浦郡横須賀御造船所拜見致シ度、且同郡深田村龍本寺江參詣志願ニテ、明治十年十月十一日雇人磯貝清兵衛召連、国許発足仕、横浜本町通り老丁目杉田徳兵衛雇人田中藤吉義ハ予テ懇意ニ罷在候ニ付、尋行面会、横須賀表江罷越度、拙者不案内ニ付差支候間、貴殿案内致呉度旨申聞候処承諾致、依テ同夜田中藤吉案内ニテ同所伊勢崎町新松伊勢太郎方江止宿、翌十二日午前第八時三十分横須賀蒸汽便船江右三人連ニテ乗込、相州三浦郡夏嶋沖ニ於テ高浪ニ酔、胸患敷候故、船之小椽江出テ薬用ス可クト存、水ヲ求メ相用候後、海上ヲ望眺セシ折柄、船ノ震レ候際、誤テ海中江落入候、後ハ気絶致候故カ、更ニ相弁不申、然ルニ同日午後二時頃、介抱之人々及ヒ医員等対座致居候ヲ相知レ、漸々人心地付、其後雇人磯貝清兵衛江前後承り候処、海中江落入候節、外国人老人衣ヲ脱シ海中江飛入、続テ日本人老人同様飛入、式人ニテ私之両ノ小脇ヲ捧ケ救助致、

船際迄游来候故、船中ヨリ下ケ繩致シ、乗組水夫俱々協力シテ
船中江救揚ケ、夫々療養被差加、其中蒸汽運轉致シ横須賀造船
所海岸江着船、依テ右雇清兵衛義私ヲ背負、同所汐止町旅店鈴
木金之助方ニテ医員石井宗順ノ治療ヲ受ケ、漸々同日午後二時
頃ニ至リ人心地付、一同安堵仕候、則チ救助人性名生国承リ候
処、造船所雇仏国人製図職頭目ホートラー氏及ヒ同船具職横須
賀汐入町猪ノ股伊之吉ノ兩名ノ由ニ御座候、同所私義同月十八
日帰村、早速御庁江右之段御訴可申上心付モ無之、是迄遷延相
成候段、今般御調ヲ受、奉恐入候、右は御尋ニ付始末奉申上候
通り相違無御座候、以上

明治十年十一月十四日

右 成瀬吉兵衛

副戸長 岡村善左衛門

埼玉県令白根多助殿

成瀬吉兵衛は、横須賀に向かう船上で船酔いし、薬を飲もうとし
たところ、誤つて海に落ち溺れかけた。汽船に乗合わせた外国人が、
すぐ飛び込み、もう一人の日本人と共に船際まで運び救助した。

この外国人は、後で、横須賀造船所勤務の仏人フォトラーとわか
った。海軍省の御雇外国人で、職種は製図職頭目、月給は百四十二
円とさほど高くない。日本には、明治四年六月に来日し、既に六年
余り滞在していた。

助けられた成瀬吉兵衛は、御礼として、川口名産の鑄物の鉄瓶を
贈ろうと、県に願書を出す。

史料六十五 外国人へ謝礼贈物に付願書

(明九二六—三五)

第廿三区足立郡川口町百五十番屋敷

平民成瀬吉兵衛

一、産物鉄瓶式ツ

右奉申上候、私儀本年十月十二日横須賀造船所へ通船之央、相
州夏島之沖ニ於テ高浪ニ酔、誤テ海中へ落入既ニ溺死ニモ可及
際、同船ニ乗組之造船雇仏国人製図職頭目ホートラー氏ナルモ
ノ海中ニ飛込、身躰取掲ケ救助致呉候ニ付、其ノ謝礼トシテ、
手製品ニハ無御座候得共、土地之産物前書鉄瓶式ツ、乍些少同
氏へ呈進仕度奉存候間、此段奉願上候、以上

右

明治十年十一月十五日

成瀬吉兵衛

埼玉県令白根多助殿

相手が外国人のため、県は願書（史料六十五）を添えて内務省へ
伺（史料六十六）を立て、内務卿大久保利通から許可をもらった。

史料六十六 外国人へ謝礼贈物伺指令

仏国人江贈物之儀ニ付伺

(明九二六一三五)

当県下武蔵国足立郡川口町平民成瀬吉兵衛ナル者、去ル十月十二日横須賀港ヨリ乗船、夏嶋沖ニ於テ誤テ海中へ沈溺候節、横須賀造船所雇仏国人フォトラー之救援ヲ受ケ助命候ニ付、其礼謝トシテ、土地之産物鉄瓶式箇同氏へ相贈リ度旨、別紙写之通リ願出候間、聞届不苦哉、何分之御指令奉仰候也

明治十年十一月十六日

埼玉県令白根多助

内務卿大久保利通殿

(朱書)

書面伺之趣聞届不苦候条、其庁ヨリ該国領事へ送付方申入候様可致事

明治十年十一月廿九日

内務卿大久保利通

史料六十七は、鉄瓶を送る際、県から領事館に宛てたものである。最後の朱書から、十二月十八日に鉄瓶二箇を贈ったことがわかる。

史料六十七 仏国領事館へ物品送致及び贈呈に付依頼

(明九二六一三五)

仏国領事館へ物品送致案内

当県下足立郡川口町平民成瀬吉兵衛義、本年十月十二日横浜港

がよくなる文書である。

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

ヨリ乗船、夏嶋沖ニ於テ誤テ海中へ沈溺候節、貴国人横須賀造船所雇フォトラー氏之救援ヲ受ケ助命候ニ付、本人終身之鴻恩、

実ニ礼謝スルニ辞無ク、聊カ表寸志度迄、土地之産物鉄瓶二箇

同氏へ相贈リ度旨願出候ニ付、其筋へ相伺候処、貴館へ送付方

申入候様可致トノ指令有之、因テ該品貴館へ相廻シ申候、固ヨ

リ籠末之品ニハ候へ共、本人之情願同氏へ相貫キ候様致シ度義

ニ付、何分宜敷取計被下度、此段及御依頼候也

明治十年十二月四日(朱書) 十八日 埼玉県令白根多助

仏国領事御中

(朱書)

十年十二月十八日、鉄瓶二箇進達

こうした手続を経て、横浜のフランス領事館を通じ、漸く二箇の川口の鑄物鉄瓶はフォトラーの手元に届けられた。フォトラーは同年十二月末で任期満了となっている。帰国にあたり、鉄瓶はフランスに持って帰られたであろうか。

外国人に関する事件の場合、たとえ些少な事柄であっても、県に速やかに届出の必要があり、また、外国人に対して働きかけをする場合は、必ず国に何を立て、指令を受けなければならなかったこと

おわりに

以上、埼玉県の行政文書を中心に、明治前期の外国人に関する史料を具体的に紹介した。史料の周辺が一点毎に予想外に広がり、冗長な史料の提示に終始したことをお詫びしたい。また、協救社の清国人李玲、日本煉瓦製造会社のドイツ人技師チーゼ、エーメなど、埼玉の御雇外国人についての史料紹介は、紙面の都合により次回に譲りたい。

来日外国人の軌跡を克明にたどるには、本国の史料を併せて調査する必要はよく言われるが、同時に、日本の各地方に残る断片的な史料、特に日付と出所が明確に記載された公文書を掘り起こし、活字化していく必要があると思われる。本稿で紹介した埼玉県行政文書中の外国人に関する史料が、少しでも明治期の来日外国人研究の一助になれば幸いである。また、不明の箇所や推測の部分について、御気付の点を御指摘いただければありがたい。

最後に、県内通行の外国人の情報について、外交史料館の諸氏、新潟県立文書館小野民裕氏、千葉県文書館高橋寛氏、秩父市立図書館千嶋壽氏、桶川郷土資料館今井正文氏、当館の犬飼大氏に、また、ウォートルス兄弟について銀座研究家の三枝進氏に御教示をいただいた。史料の解説にあたっては、当館の原由美子氏、太田富康氏に御指導いただいた。感謝申し上げます。

(平成九年三月記)

- (1) 『出入国管理統計年報 平成八年版』(法務大臣官房司法法政調査部 平成八年)
- (2) 『新編埼玉県史 通史編5 近代1』(埼玉県 昭和六十三年)の「キリスト教の発展」と『新編埼玉県史 資料編25 近代・現代7 教育・文化』(埼玉県 昭和五十九年)に、バラ (James Hamilton Balaugh)・ワデル (Hugh Waddell)・フルベッキ (Guido Hernan Verbeek)らの来県や活動について解説されている。
- (3) その成果として、『資料御雇外国人』(ユネスコ東アジア文化センター編 小学館 昭和五十年)や『来日西洋人名事典』(武内博編著 日外アソシエーツ 昭和五十八年)がまとめられている。
- (4) 外国人の略歴等については、(3)の二冊の外、『幕末の駐日外交官・領事官』(川崎晴朗著 雄松堂出版 昭和六十三年)、『The Chronicle & Directory for China, Japan & the Philippines』(Daily Press 横浜開港資料館所蔵)を参考にした。
- (5) 『幕末の駐日外交官・領事官』(4)によると、岡士(こうし)は一時期使われた領事の日本語訳で、岡士ゼネラルで総領事の意味である。
- (6) 『法令全書 明治三年』
- (7) 『本邦領事任免雑件 丁国之部』(外交史料館 6・1・8—3—3)
- (8) 『新潟県史 通史編六』(新潟県 昭和六十三年)
- (9) 『新潟開港百年史』(新潟市 昭和四十四年)
- (10) 『新潟県史 通史編六』(8)
- (11) グリフィス (William Elliot Griffis) は、帰国後、日本で働いた外国人に対してアンケート調査を実施し、「日本の御雇外国人 (YATOI・ヤトイ)」の研究を手懸けたことでも知られている。
- (12) 『日本近代教育百年史 第三巻 学校教育 一』(国立教育研究所 昭和四十九年)
- (13) 服部一馬「明治前期における西欧人の蚕糸業地帯視察とその影

響」(「利根川水系地域の社会と労働」関東学園松平記念文化研究所 平成三年)

(14) 下手計村(現深谷市)の鹿島神社は、根の空洞に井戸がある樫の巨木が有名であった。井戸水は癩病に効くといわれ、付近に共同浴場が建てられていた。樫の大樹は天然記念物に指定されていたが、戦後、台風被害で根元付近で折れ、現在は井戸も涸れている。

(15) 『富岡製糸場誌』(富岡市教育委員会 昭和五十二年)所収。

(16) 澤護「富岡製糸場のお雇いフランス人」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第二十号 昭和五十六年)所収。『お雇いフランス人の研究』(敬愛大学経済文化研究所 平成三年)再収。

(17) 『横浜ふらんす物語』(富田仁著 白水社 平成三年)

(18) 明治期の外国人の旅行制度と旅行案内・旅行記については、『世界漫遊家たちのニッポン―日記と旅行記とガイドブック』

(横浜開港資料館 平成八年)に詳しい。

(19) 『下総御料牧場史』(宮内庁 昭和四十九年)

(20) 『角川日本地名大辞典 12 千葉県』(角川書店 昭和五十九年)

(21) 二人の旅の様子は、尾本圭子、フランソワ・マクワン共著『日本の開国』(創元社 平成八年)に詳述されている。尾本氏は現在国立ギメ東洋美術館で日本語文献を担当している。

(22) この達は「明九二六」の文書中で唯一、入間県の用箋が使われている。入間県は東京在住の外国人の遊歩区域を有していたが、同時期の埼玉県を通行する場合には、遊歩区域が一切ないため、必ず免状を携帯する必要がある。また、入間県の用箋が使われていることは、明治九年、現在の県域の埼玉県が成立した際に、熊谷県から入間県の文書が一部引継され、埼玉県の文書と共に簿冊に混成したことを示している。

(23) 明治九年に日本を旅した仏人のギメの著書『東京日光散策』中の画家レガメによるスケッチには、実際に旅券を検査している戸

長の図がある。また、明治十一年に来日して日本を旅したイギリスの女性旅行家イザベラ・バードの著書『日本奥地紀行』にも、埼玉県の粕壁で、突然旅券の検査を受けた様子が克明に書かれている。この時は、入宿時に旅券を示したにもかかわらず、夜中に再び警察官が検査に訪れた。

(24) 『日本鉄道史』覆刻版 全三巻(日本鉄道省編 清文堂 昭和四十七年)

(25) 『埼玉の鉄道』(老川慶喜著 埼玉新聞社 昭和五十七年)

(26) 明治の外国人と日光との関りについては、『日光避暑地物語』

(福田和美著 平凡社 平成八年)参照。

(27) パークスの日本での事績については、『パークス伝』(F・V・デイキンズ著 高梨健吉訳 東洋文庫 平凡社 昭和五十九年)参照。

(28) 公使が工業用見本として本国に送った、当時の日本の多種類の和紙が、「パークスコレクション」として、ヴェイクトリア&アルバート美術館とキューガーデンに保存されている。状態は非常に良く、その中に、埼玉の小川と秩父産の細川紙・白保紙・大和麴紙が収集されている。『海を渡った江戸の和紙』(たばこと塩の博物館 平成六年)、『和紙文化研究所研究叢書 1』(久米康生著 和紙文化研究所 平成六年)参照。

(29) 『官省誌』(明一三七)に明治七年五月通行の達があるが、後で取り止めている。

(30) 服部一馬「明治前期における西欧人の蚕糸業地帯視察とその影響」(13)

(31) 『グラント將軍日本訪問記』(ジョン・ラッセル・ヤング著 宮永孝訳 雄松堂出版 昭和五十八年)

(32) 『狭山市史 近代資料編』(狭山市 昭和六十三年) 一五〇―一五三頁。

(33) 森田武「埼玉における一揆と自由民権運動」(『埼玉県地域史料』

保存活用連絡協議会会報 第十九号 平成五年）、『グラント將軍

日本訪問記』(31)

(34) アーネスト・サトウ編の『明治日本旅行案内 中巻 ルート編

一』(庄田元男訳 平凡社 平成八年)三五四―三五五頁に、熊谷から秩父までの当時の交通状況が記述されている。

(35) 『秩父市誌』(秩父市 昭和三十七年)、『秩父第一小学校目でみる百年』(秩父第一小学校 昭和四十八年)に記述がある。

(36) 『明治期外国人叙勲史料集成 第一巻』(思文閣出版 平成三年)三三七頁。

(37) 御雇外国人の権利や制度については、『お雇外国人一概説』(梅溪昇著 鹿島出版会 昭和四十三年)参照。

(38) 御雇外国人の埼玉県への出張に関する史料は、行政文書に散見される。『土木部 利根運河関係書類』(明一八一―一)に工部省のオランダ人技師ムルドル (Antonie Thomas Lubertus RouwenhorstMulder) の利根運河に関する報告書「工師ムルドル師開門狭路ニ対スル報告書」がある。『利根川百年史』(建設省関東地方建設局 昭和六十二年)の「オランダ工師による利根川調査と計画」によれば、ファンドールン (Van Cornelis Johannes Doorn)、リンドウ (I. A. Lindw)、デレーケ (Johannes De Rijke)らのオランダ人技師が利根川の測量や調査を行っている。

また、大正天皇に捧呈された『埼玉県誌』の草稿である『埼玉県誌資料』(大五三五)に、農商務省のドイツ人獣医ヤンソン (Johannes Ludwig Janson)、建築局ドイツ人の建築設計家ベックマン (Wilhelm Bockmann)、煉瓦技師チーゼ (Nescentes These) についての記述がある。(『埼玉県史料叢書 第八巻 産業土木史料』所収)

(39) 『横須賀製鉄所の人びと』(富田仁・西堀昭著 有隣堂 昭和五十八年)は、横須賀製鉄所の御雇外国人を詳述しているが、フオートラーは本文に特に個人としては記述されていないが、索引に

人名が記載されている。

(補註1) 埼玉県外事関係行政文書について

埼玉県明治期行政文書の内、類名が外事に分類された簿冊は次のとおりである。

文書番号	類名	内容年	件数
明九二六	外事	明治三〇二十八	八十四件
明一九九四	大津事件	明治二十四	十五件
明一九三一	外事	明治二十九―三十二	十三件
明五〇五四	外事	明治三十六	一件(他と合冊)
明一九九九	外事	明治四十	一件(他と合冊)

明一九九四は大津事件関係文書で、内容は事件の経過を知らせる報道電文等である。一九三一は件数が少なく、内容は大部分が例規である。明五〇五四、明一九九九は一件のみで、他の類目に合冊されている。その意味で、本稿で取りあげる明九二六が、唯一まとまった外事関係の簿冊といえる。

明九二六にも大津事件関係の文書が含まれているが、大部分が、寄せられた見舞品への謝辞に関する文書である。本稿では、大津事件関係と国の例規関係の文書については、割愛した。

(補註2) 旧東京出張所「官省誌」について

明治四年十一月十四日に埼玉県が成立したが、当分の間は、東京常盤橋門内旧越前藩邸内の出張所で県務を行った。同年十二月に、当初岩槻に置かれる予定であった埼玉県庁を、元浦和県庁舎に開庁することになった。しかし、常盤橋にはそのまま東京出張所が置かれ、大蔵省はじめ、各省庁との伺・指令が出張所を通じて行われた。その後、東京出張所は、郵便制度の充実に伴い、明治八年二月

に廃止された。東京出張所に備え付けられていた帳簿類は、埼玉県に引継がれたが、『東京出張所廃止一件書類』（明一九七）に目録があるので、以下に記載する。

出張所帳簿目録

〔四年之部〕

御布告綴込、回章、諸官省願伺届録簿、太政官日誌綴込

〔五年之部〕

太政官御布告綴込、大蔵省布達綴込、諸省綴込、太政官日誌綴込（式冊）、改正局日報綴込（式冊）、大蔵省誌（式冊）、各県往復誌（四冊）、日誌（三冊）、本庁来翰綴込（式冊）、諸願伺届綴込、応接誌、願留、司法省誌、神祇省誌、租税寮誌、駒通土木寮誌、各府県往復誌（式冊）、開拓使誌、海陸文部教部省誌、諸進達銘簿、外務省工部省誌、兵部文部省誌、庶務誌、御布告綴込（式冊）、回章綴込（式冊）、史官式部寮誌、月番日誌、月番中御布告綴込、諸綴込、官員全書（式冊）、五年より七年迄納札留（式冊）

〔六年之部〕

太政官御布告綴込、大蔵省御達綴込、諸省綴込、文部省報告・文部省雑誌綴込、太政官日誌綴込、改正局日報綴込、官省誌（三冊）、大蔵省誌（四冊）、府県往復誌、日誌、本庁往復綴込、御布告綴込、回章綴込、四月月番中日裁、諸県願伺届御指令済追付録、御布達戻回章綴込、官省往復綴込

〔七年之部〕

御布告綴込、内務大蔵両省御達、諸省綴込、文部省報告・文部省雑誌綴込、改正局日報綴込、官省誌（三冊）、大蔵省誌、内務大蔵両省誌（三冊）

冊）、府県往復誌（五冊）、日誌（式冊）、本庁往復綴込、本庁送記綴込、五年より七年迄諸願届綴込、五年より七年迄貫属并平民寄留届綴込、活版原書綴込、回章綴込、六年より七年迄管内触綴込

〔八年之部〕

太政官御布告綴込、内務大蔵両省御達綴込、諸省綴込、文部省報告・文部省雑誌綴込、太政官日誌綴込、改正局日報綴込、官省誌、内務大蔵両省誌、府県往復、日誌、本庁往復綴込、本庁総記綴込、諸願伺届綴込、郵便罰則

〔部外〕

諸省規則并雛形綴込、大蔵省布達并雛形綴込、雑書入、旧浦和県書類（六十八冊）

これらの帳簿類が、どのように現在の埼玉県行政文書に組込まれているのかは、まだ解明されていないが、今回参考とした「官省誌」については、現在残る行政文書の簿冊との比較は次の通りである。「〔内は簿冊番号）

明治五年

〔明四六〕 大蔵省誌（六月～十二月） 外務工部省誌（一月～十月）
海陸文部教部省誌（七月～十一月）

〔明四七〕 大蔵省誌（一月～六月） 兵部文部省誌（一月～七月）
租税寮誌（五月～十一月）

〔明五〇〕 神祇省誌（一月～十一月） 史官式部寮誌（一月～十二月）
駒通土木寮誌（一月～十二月） 司法省誌（一月～十二月）

明治六年

〔明七五〕 大蔵省誌（一月～八月）

明治前期埼玉の外国人に関する史料について——埼玉県外事関係行政文書を中心に——

〔明七六〕 大蔵省誌（九月～十二月）
〔明八二〕 官省誌（一月～十二月）

明治七年

〔明一三七〕 大蔵省誌（四月～七月） 内務大蔵両省誌（十月～十二月）
〔明一三八〕 官省誌（一月～十二月）

明治八年

〔明一八〇〕 内務大蔵両省誌（一月～二月）

〔補註3〕 日仏両国美術品選択交換について

その後調査した外交史料館所蔵の『日仏両国美術品選択交換約定一件』（3・10・3―12）から、事情がより明らかになった。明治十五年当時、農商務省下にあった日本の東京博物館と仏国のルーブル美術館の日本陳列室の間で、相互に美術品の交換を行う計画があり、井上馨、山高信、トリクラー公使、カステルが計画段階から関わっていたのである。カステルはこのために一級的美術品を所蔵している全国の社寺の蔵品の調査を行った。

カステルは、明治十六年六月の外務省塩田少輔宛の書簡で次のように述べている。「仏国之交換セント欲スル物品類ハ、先ツ蒔絵、絹布、陶器、武器、甲冑、黄銅、象牙、書掛幅等ニシテ、仏国ヨリハ之対シ、同価格之物品ヲ贈呈可致候、又、貴国家康之頃、美術再興ニ当テ人民生活之状態ヲ写シタル図画類モ我博物館ニ展列致度、是ニ就テハ巴里ニ送ルベキ物種々之アルヘキナレトモ、現時、京都本願寺ニ属スル旧大名之家ヲ送ル如キハ、最モ宜シクト存候、素ト此家ハ極メテ雅致之趣ヲ具ヘタル造作ナルカ、其中ニ美術品ヲ陳列シテ送ラハ更ニ可ナリトス、又、兼テ巧手之聞アル貴国之彫刻家ニ古ヘノ名士等カ装束ヲ着ケ、威儀ヲ正シタル有様之半身之像ヲ刻シメラレンコトヲ希望致シ、且三峰山之塔ヲモ送致致度候」。

日本側はこれに対し、本願寺の屋敷や社寺の什宝類は政府が買取れるものではないので、模造品や写真での代用を提案し、トリクラー公使やカステルの了承を得て「覚書」にこの点を盛り込み、一旦、交換の「覚書案」がまとめられた。

しかし、明治十八年になって、トリクラー公使の後任であるシェンキウィック（Joseph Adam Senkiewicz）仏国公使から、「代用品の模造品や写真、ルーブル美術館に飾ることなどできない。交換の目的である純然たる美術の高尚なる性質を失わせ、却って工業上の看を与えるものだ。」という大意の抗議の書簡が外務省宛に寄せられ、計画は頓挫する。

「博物局第二報告書 物品交換」、「博物局第三報告書 物品交換」（『東京国立博物館百年史 資料編』 東京国立博物館 昭和四十八年 六四一、六四五頁）に、この仏国との交換事業の概要と経過についての記載がある。

〔補註4〕 明治前期の埼玉が記録された外国人旅行記について

明治前期の日本に旅行した外国人の旅行記や、外国人向けの旅行案内が、昨今多く翻訳出版されている。克明な記録やスケッチは、百年前の埼玉を知るための貴重な情報源であり、明治期の文書を読む際の参考資料となる。鉄道のない時代、人力車や徒歩で旅をした外国人の旅行記の中から、埼玉県域が比較的多く書かれた著作を紹介する。なお、埼玉に関する部分を「」内に示した。

(1) 『東京日光散策』ギメ著 レガメ画 青木啓介訳（新異国叢書第2期第8巻） 雄松堂出版 昭和五十八年

第六章 日光 [p.130～134, 171～172, 174 越谷・幸手・栗橋]

史料十九のフランス人ギメは帰国後、レガメのスケッチを添えた二巻の旅行記を出版し、日本を紹介した。その第二巻の『東京日光散策』（Promenades Japonaises Tokio-Nikko）には、陸羽街道の越谷や幸手

の様子が写されている。レガメの描いた埼玉の人々は、一八八〇年(明治十二年)に、フランスで広く知られていたことになる。

(2) 『日本奥地紀行』 イサベラ・バード著 高梨健吉訳 (東洋文庫240) 平凡社 昭和四十八年

第六信 [P.43~51、日光道中、粕壁]

イサベラ・バード (Isabella L. Bird) はイギリスの女性旅行家で、世界各国の旅行記を出版し名声を博した。女性としてはじめて、英国地理学会員にも推挙された。

日本には明治十一年に來日。少年通訳を連れ、悪路に苦勞しながら、日光・東北・北海道へと内地を旅した。その記録『日本奥地紀行』(Unbeaten Tracks Japan) を、一八八〇年明治十二年に出版した。

バードは、鋭い観察力と達者なスケッチで、明治初頭の日本の光景を鮮やかに捉えている。また、粕壁の旅館での突然の旅券検査の様子は、今読んでも臨場感に富む。

五回ほど日本を訪れ、初めての旅から二十年後の日本も見ているバードだが、日本の奥地については状況は変わっていないとし、本書の内容を改訂しなかったという。

最近、伝記として、『イサベラ・バード旅の生涯』(O. チェックランド著 川勝貴美訳 日本経済評論社 平成七年) が出版された。

(3) 『日本その日その日』 1・3 E・S・モース著 石川欣一訳 東洋文庫171・179 平凡社 昭和四十五・四十六年

第二章 日光への旅 第1巻 [P.41~50 日光道中]

第二十四章 甲村の洞窟 第3巻 [P.135~141 大里村・川越]

大森貝塚を発見したアメリカ人モース (Edward Sylvester Morse) は、東大で動物学を教え、進化論を日本に紹介した。考古学を始め、陶器や日本建築も研究し、多くの著作がある。

その中で、『日本その日その日』(Japan day by day) は、明治前

期

の日本の姿をありのままに写しとった貴重な記録である。

第二章には、明治十年の日光への旅の途中でみた埼玉県の光景が、水車を使って農作業する人などのスケッチとともに記されている。

第二十四章には、明治十二年八月、甲山(現大里村)の根岸武香家に泊まり、黒岩の百穴を見学、その後講演した記述があるが、モースの記憶に混同があり、明治十二年と、明治十五年の二回の旅行を、一回分に合成して記述している。注意が必要である。磯野直秀「黎明期の日本に対するエドワード・S・モースの寄与」(『ザ・ヤトイーお雇い外国人の総合的研究』・思文閣出版 昭和六十二年)の年表によれば、モースの埼玉県での旅程は実際は次のとおりであった。

○明治十二年八月十日、東京を發ち、甲山へ向かう。十二日、甲山の黒岩横穴を見学、十三日、熊谷乙中教院で講演、「日本古代人種論」。

○明治十五年十月六日、甲山に向う。ビゲロー同行。八日に黒岩横穴見学、同日川越泊。

モースと根岸武香の交流については、『吉見の百穴 吉見町史資料編』(金井塚良一執筆 吉見町 昭和五十年)に詳しい。根岸武香は、モースの來訪をひとつの契機として、その後、吉見の百穴群の保存に努めた。当館所蔵の根岸武香の百穴献納のための「意見上申書」(根岸家文書三五三三)に、モースとシーボルトの名が記されている。(又、外人ニハ「ヘンリー、ホン、シーボルト」氏及び「エドワルド、エス、モールス」氏等來觀アリテ……)

また、モースは明治十五年十月九日に川越水川神社に祀宮山田衛居を訪れているが、その時の様子は『朝日之舎日記』(山田衛居著 川越市 昭和五十四年)に詳述されている。

(4) 『日本の住まい・内と外』エドワード・S・モース著 上田篤・加藤晃規・柳美代子訳 鹿島出版会 昭和五十四年 [P.81・83、188・190] (『日本人の住まい』斎藤正二・藤本周一訳 八坂書房 昭和五十四年は同本異訳)

モースは、甲山の根岸家に宿泊した際、この古い地方の豪農の屋敷の外観や台所をスケッチし、後に日本建築についてまとめた本書に載せている。

(5) 『日本旅行日記』 1・2 (東洋文庫 544・550) アーネスト・サトウ著 庄田元男訳 平凡社 平成四年

三章 (明治11) [P. 64 新町]

四章 (明治13) [P. 136~139 所沢、飯能、日高、名栗、横瀬、秩父、小鹿野]

六章 (明治5) [P. 14~16 草加、越谷、大沢、春日部、杉戸、幸手、栗橋]

七章 (明治7) [P. 38 幸手]

八章 (明治10) [P. 48 熊谷、深谷]

九章 (明治13) [P. 80 岩槻、幸手]

十章 (明治17) [P. 88本庄、幸手、岩槻、川口] [P. 99 岩槻、川口]

十七章 (明治13) [P. 256、258 熊谷、深谷、鴻巣]

十八章 (明治15) [P. 266~279 所沢、飯能、名栗、横瀬、秩父、荒川、大滝]

イギリス人アーネスト・サトウ (Ernest Mason Sato) は、英国公使館の日本語書記官として来日し、パークス公使の元で勤務した。彼は日本語に堪能な初めての外交官で、サトウという名前も「佐藤」を連想させ、日本人に親しまれた。『外交官の見た明治維新』(岩波文庫 昭和三十五年) には、幕末から明治へと激動する日本の姿が公使館員の目を通して活写されている。サトウは日本各地を精力的に旅行し、日記に記すとともに、外国人向けの旅行案内を編集した。

『日本旅行日記』は、英国の国立公文書館所蔵のアーネスト・サトウの日記から、庄田元男氏が内地旅行に係る部分を訳出し、注と索引を付した労作である。数章にわたり、明治五年から明治十七年にサトウが実際に歩いた埼玉各地の様子が詳述されている。

(6) 『明治日本旅行案内』上・中・下巻 アーネスト・サトウ編著

庄田元男訳 平凡社 平成八年

ルート19 東京から秩父を経て信州と甲州へ [P. 354~369]

ルート20 東京から中山道を経て草津(近江)へ [P. 369~375]

ルート22 本庄から富岡と内山峠を越えて中山道八幡へ [P. 412~413]

ルート23 中山道と渡良瀬川溪谷を経て日光へ [P. 416~418]

ルート24 東京から清水峠を越えて新潟へ [P. 420~421]

ルート51 東京から奥州街道を経て青森へ [P. 236~239]

サトウは日記の記録をもとに、外国人向けの旅行案内 (A Handbook for Travellers in Central and Northern Japan) を編集した。初版は一八八一年(明治十四年)に上梓され、第二版は、旅行ルートを増やし、一八八四年(明治十七年)に刊行された。この本は、単なるガイドブックではなく、各分野にわたる日本研究書でもある。埼玉を通る旅行ルートが多数含まれており、当時の交通の状況から、茶屋や旅館名、風景、産物、寺社、動植物、伝説まで多岐にわたった細かな記述は、明治前期の埼玉県を知るための具体的な地誌記録としても役立つ。

(7) 『信州・上州道』(歴史の道調査報告書 第十六集) 埼玉県教育委員会・埼玉県立歴史資料館編 埼玉県政情報資料室 平成五年

[P. 91]に「明治12年 お雇外国人の八ヶ岳、白山、立山紀行」その

一(アトキンソン著 『山と溪谷』五八八号 山と溪谷社 昭和五十八年)の十文字峠の部分が再収されている。

英人アトキンソン (R. W. Atkinson) は文部省の御雇外国人、開成学校(東京大学)の化学の教師として学生を指導する傍ら、日本酒や青銅鏡などの研究も手懸けた。

(8) 『チェンバレンの明治旅行案内』横浜・東京編一』チェンバレン、メーソン著 楠家重敏訳 新人物往来社 昭和六十三年

[P. 214~216] 鴻巣近くの吉見百六

『日本事物誌』などの著作で有名な日本学者チエンバレン (Baillie Hall Chamberlain) は、メーソンと共編で『日本旅行案内』(A Handbook for Travellers in Japan) を出版した。本書は一八九一年(明治二十四年)に出版された第三版の東京・横浜を中心とした部分の抄訳である。埼玉県内の旅行先として、吉見百穴が取り上げられ、詳しく紹介されている。

(補註5) ウォートルス兄弟について

国立公文書館所蔵の『公文録』や、『工部省沿革報告』(工部省 明治二十一年)には、工部省鉱山寮の副師長として、ジョゼフ・ハリ・エルネスト・ウォートルスが記載されている。パリで雇われた英国人で月給は四百五十円、明治六年九月一日から三年の契約であったが、工部省を七年八月または、九月に解雇されたとある。

また、丹羽正庸の経営する群馬県下(当時は能谷県)の中小坂鉱山で、明治七年八月から同九年八月まで英人技師が活躍し、明治八年に日本で最初の本格的な蒸気機関と熱風炉による洋式機械製鉄設備を落成させているが、これがジョゼフ・H・ウォートルスだと多くの資料で記述されてきた。(『群馬県史 通史編八 近代現代二』平成元年、一倉喜好『近代群馬の行政と思想 その三』昭和六十一年等) この二つを結び付ければ、埼玉で積木の不払事件を起こした工部省鉱山寮の副師長ジョゼフ・ハリ・エルネスト・ウォートルスが、その後、工部省を辞め、群馬の中小坂鉱山で活躍したと単純に考えられる。しかし、次の二つの史料から、そう簡単には断定できない。

外交史料館所蔵の『外国人銃弾違反雑件』(外交史料館4・2・2-15)の中に、埼玉県での薪代不払事件の約一ヶ月前、明治七年二月二十一日に千葉県で起きた外国人の「内地遊猟発砲事件」の史料がある。四人の内一人が鉱山寮のウォートルスで、事件の際写された旅行免状には、「鉱山寮副師長ウォートルス」とある。他の三人は、土木寮の雇英人建築師アルバート・ウォートルス(27才)、シリンプフォード、愛

知県雇のインギリスであった。千葉県内で無免許で遊猟・発砲し、県の役人二人に東京府の内務省前まで護送されたが、役人を振り切つて中へ駆け込み、門を締め切つて逃げ去り、帰りの人力車代金が未払となつている事件である。

その一連の文書である明治七年五月三日付けの鉱山寮から外務省への回答に、「その者(犯人)は先月(四月)二十四日に満期解雇二付、督責できない」という記述がある。そして、六月三日付の工部省鉱山寮のエルネスト・ウォートルスの署名のある謝罪証書が綴じられており、文意は、「その事件は私の兄が起こしたのだが、代金は自分が弁償する」というものである。また、六月八日付で出された吉井鉱山頭から外務大丞宛の文書の添書に、「追而、埼玉県下に於而薪代不相払は兄のウォートルス二而、当寮雇ウォートルス申付、書付為差出候段申立候間、兄ウォートルス御取札有之度候、是又申添候」とある。

これからみると、明治七年の初めには兄弟のウォートルスが工部省に雇われており、埼玉での事件を起こしたのは明治七年四月二十四日に工部省を満期で辞めた兄の方で、鉱山寮現役の弟エルネストが人違いで譴責されている様子がわかる。外務省が工部省に問合させた時点で兄は既に辞めており、外務省が割り出したH・ウォートルスという名前は弟のものであり、事件を起こした兄の名前はH・ウォートルスではない可能性がある。

次に、丹羽正庸に雇われた中小坂鉱山のウォートルスについては、外交史料館の『外国人雇入鑑』(3・9・3-15)でみると、これまでいわれているジョゼフ・ウォートルスではなく、ジョン・アルベルト・ロビンソン・ウォートルス、John Albert Robins Waters という姓名で記載されているのである。月給は四百五十円、明治七年八月一日から雇われ、雇継ぎをして、明治九年九月二十八日に、免状を返却している。職名は初めが機械師手伝、後で鉱山土木師となっている。また、明治十七年に刊行されたアーネスト・サトウの『明治日本旅行案内』(庄田元男訳 平凡社 平成八年)のルート22の群馬県下仁田の項に

は、「小坂製鉄所はイギリス技師A・J・ウォーターズの監督のもとで一八七五年に建設されたもので、寄り道するだけの価値はある。」と、A・J・ウォーターズと記述されている。

ジョゼフ・ハリー・エルネスト・ウォートルスと「雇鑑」のジョン・アルベルト・ロビンソン・ウォートルス、千葉県遊猟事件の土木寮アルバート・ウォートルスとの関係、埼玉で槇木の事件を起こした兄は誰なのかなど、ここで行き詰まってしまったのだが、平成九年二月九日の朝日新聞に、「銀座研究家の三枝進氏が銀座煉瓦街のトーマス・ウォートルスの写真を、アメリカの『コロラド鉱山』という書籍で発見した」という記事が肖像写真入りで報道されたのをきっかけに、同氏に問合わせたところ、ウォートルス三兄弟について御教示いただくことができた。

同氏は外国での広範な調査からウォートルス家の系図を作成されており、それによると、アイルランド出身のウォートルスは三人兄弟で来日し、トーマス・ジェームズ (Thomas James Waters) が長男、ジョン・アルベルト・ロビンソン (John Albert Robinson Waters) が次男で、ジョセフ・ヘンリー・エルネスト (Joseph Harry Earnest Waters) が三男であった。全員が工部省に雇われ、上の二人は土木寮に属し、銀座煉瓦街を手懸けたことでも有名である。〔お雇い外国人 15 建築・土木〕 村松貞次郎著 鹿島出版会 昭和五十一年「ウォートルス—銀座煉瓦街をつくる」参照〕

埼玉県の史料にH・ウォートルスの名で登場する鉱山寮の副師長は三男のエルネストであるが、実際に埼玉県で槇木の未払い事件を起こしたのは千葉県の事件史料から次男のアルベルトと推測される。そして、この次男のアルベルトが四月で工部省を辞め、中小坂鉱山に雇われ活躍したウォートルスと考えられる。

なお、ウォートルス兄弟については、三枝進氏が「ウォートルスの経歴に関する英国側資料について(1)~(3)」(『銀座文化研究 第6~8号』 銀座文化史学会 平成三~六年)にまとめられており、系図は

第8号に記載されている。また、藤森照信著『日本の近代建築 上』(岩波新書 平成五年)にも、「ウォートルス伝」の章にウォートルス三兄弟について記述されている。

外国人名索引

アイゼンデッヘル 67,85
 アダムス 56
 アップジョンズ 59,84
 アトキンソン 100
 アペール 75,85
 アルベルト 83,85
 アンサンク 84
 アンダーソン 64,65
 アンドレオシ 67
 イングリス 101
 ウォートルス 86,89-91,94,
 101,102
 ウォルス 51
 ウッド 55,84
 ウールソー 54
 エーメー 94
 エンズレイ 52-54,84
 オトリニー 67
 オリストホリ 67
 オルリー 81,82
 カステル 76-83,98
 カンボレヤ 84
 ギメ 59,60,85,95,98
 クニッピンク 54,84
 ゲーピール 54,84
 グラント 67-71,85
 クリスチソン 62,63
 グリフィス 54,55,84,94
 グレーフェン 84
 コーニング 61,62,84
 サトウ 86,96,100,101
 サバチエー 84
 ジェヒード 84
 シェンキウィック 98
 シェンク 54,55,84
 シック 51
 シーボルト 99
 ジュース 51
 ジョーンズ 61,62,84
 ジョンストン 84

シリンフォード 101
 スカナガチ 67
 ステワルド 66
 ゼフレー 84
 ダルジャンス 54
 チェンバレン 100,101
 チーゼ 94,96
 デーニッツ 84
 テリー 76
 デレーケ 96
 デロング 59
 伝雲龍 85
 ドーグラス 63
 トリクー 76-82,85,98
 トループ 52
 ナウマン 76
 パークス 50,66,84,85,95
 バード 86,95,99
 バビエー 48-52,76,84
 バラ 94
 バリユー 81,82
 バルボラニー 67,85
 ビゲロー 99
 ヒルゲンドルフ 85
 ビンガム 67,85
 ファンドールン 85,96
 フィリップス 85
 フエ 66,67,85
 フェリー 81
 フェントン 76,85
 フォトラー 91-93,96
 フォルツ 66
 フォンテーヌ 54,84
 ブスケ 84
 フーフェン 48
 フランソアー 84
 フリーム 85
 ブリューナ 56-58,84
 フルベッキ 94
 フレンジー 66

バックマン 96
 ペルソン 85
 ベルトーネ 67
 ホイーラー 64,65
 ボイル 65,66,85
 ホース 61,84
 ホフマン 85
 ボラノ 51
 ホルツ 84
 ボルミダ 84
 ボレンタ 67
 ホワイマーク 54,84
 マイヨ 54,84
 マクテッチ 66
 マクリウル 85
 マツゾルチ 67
 マルティン 85
 マレー 85
 ミュルレル 85
 ムリエ 85
 ムルドル 96
 メージャー 54,84
 メーソン 100,101
 メチニコフ 85
 モース 86,99,100
 ヤング 68,95
 ヤンソン 96
 ラルイー 77,78
 リカルジ 67
 リッテル 55,84,85
 リュウ 84
 李玲 94
 リンドウ 54,96
 レガメー 59,60,85,95,98
 レピシエ 54,84
 ロウダー 52
 ロケット 72-75,85
 ロジェロット 81,82
 ワイラー 85
 ワデル 94